

高知市子ども・子育て支援事業計画

重点施策の取組状況について

(令和元年度報告)

目次

○ 重点施策①

健やかな子どもの誕生への支援・・・・・・・・ P 1

○ 重点施策②

より質の高い教育・保育の推進・・・・・・・・ P17

○ 重点施策③

地域ぐるみの見守り・子育て支援体制の充実
・・・・・・・・ P33

○ 重点施策④

児童虐待の発生予防・・・・・・・・ P43

○ 重点施策⑤

障害児支援の充実・・・・・・・・ P52

～資料編～

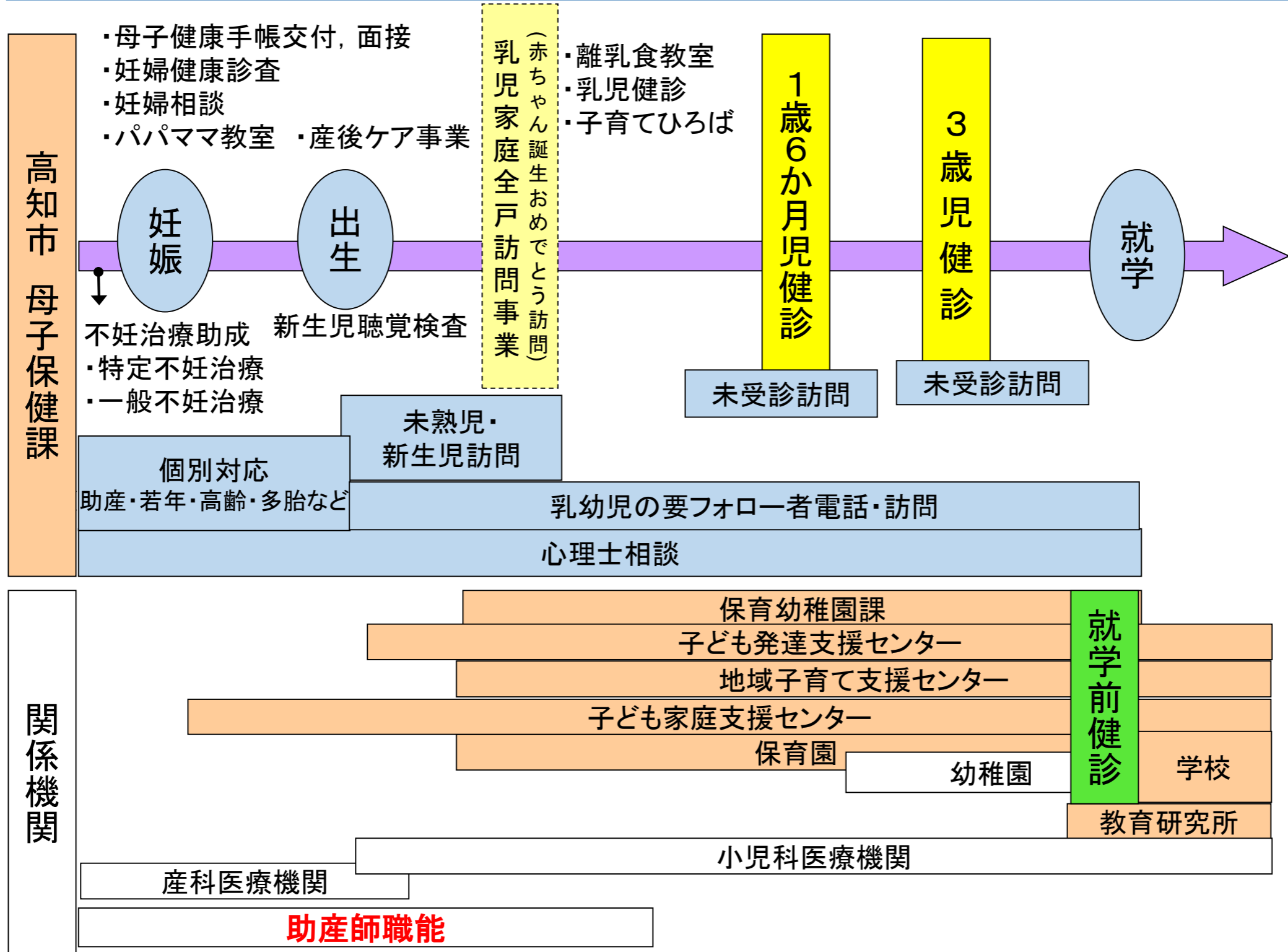
- 高知市子ども・子育て支援事業計画
施策体系・重点施策

重点施策

① 健やかな子どもの誕生への支援

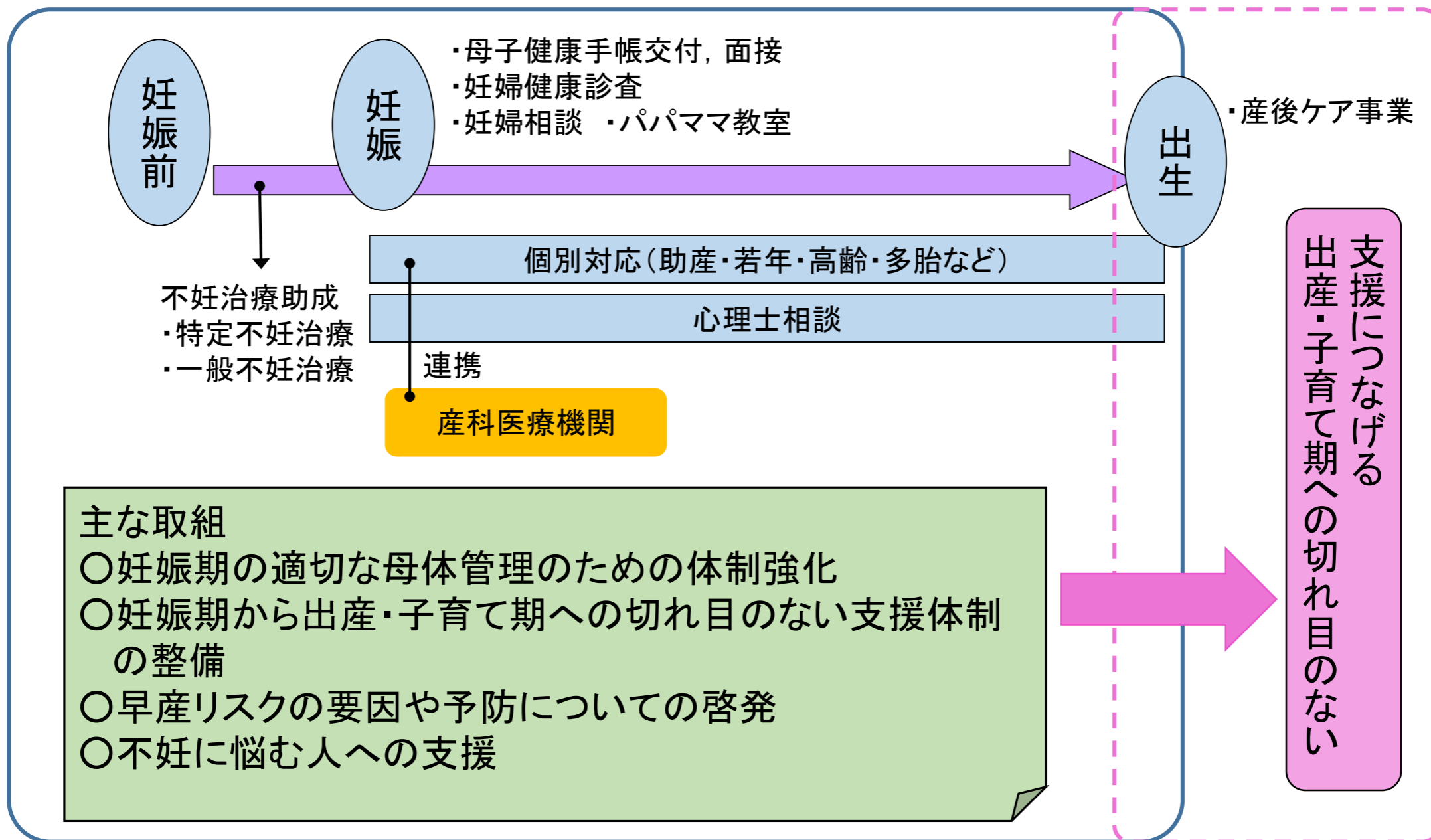


高知市の母子保健事業



健やかな子どもの誕生への支援

妊娠期の適切な母体管理のため、若い女性の健康への意識を高め、妊婦健康診査の重要性の啓発や早産の恐れのある妊婦への支援を行うとともに、妊娠期からの関わりにより出産・子育て期への切れ目のない支援につなげていくため、必要な情報の提供や支援を行う体制を整備することが重要



1. 妊娠期の母体管理のための体制強化

① 医療機関との連携

- 医療機関から継続看護連絡票を受理し、妊娠中からの支援を実施。
- 医療機関との定例会（高知医療センター月1回，高知医大2か月に1回）で情報交換し，妊娠中から支援を行う。

継続看護連絡票受理件数

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
継続看護連絡票 受理件数	473件	529件	530件
妊婦(再掲)	46件 (9.7%)	53件 (10.0%)	57件 (10.8%)
連絡医療機関数	15機関	22機関	17機関

1. 妊娠期の母体管理のための体制強化

② 妊婦一般健康診査の受診勧奨

- 妊娠中の異常を早期に発見し、適切な指導・処置を行うことにより、妊婦の健康管理の向上を図るため、妊婦一般健康診査受診券を交付。妊婦が医療機関を個別に受診。14回公費で受診できる。
- 母子健康手帳交付時に、健診の重要性を啓発し、受診勧奨。

妊婦一般健康診査受診者数

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象実人数	2,643	2,511	2,414
受診者数(延)	31,451	30,687	28,887
平均利用回数	11.9回	12.2回	12.0回

1. 妊娠期の母体管理のための体制強化

③ 妊娠中からの家庭訪問による個別対応

- 妊娠届出や助産制度申請等での窓口面接，継続看護連絡票などから把握した妊娠期から支援が必要な妊婦に対して，家庭訪問を行い，個別に保健指導や関係機関と連携を図りながら，妊娠期の支援を行う。

妊婦への個別対応件数（保健師対応分）

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実人数	80人	80人	103人
延べ件数	165件	148件	203件

2. 妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援体制の整備

① 母子保健コーディネーターの配置 及び 母子健康手帳交付時の面接

- 平成27年度から母子保健課内に子育て世代包括支援センターを設置し、専任の母子保健コーディネーター※を配置。順次、配置人数を増員。
- 産科医療機関に妊娠届出は子育て世代包括支援センターへ行くよう勧奨依頼をするとともに、市民にも市広報等で周知を図っている。

※母子保健コーディネーターの配置は、利用者支援事業(母子保健型)として実施

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度 (10月末時点)
母子保健コーディネーター数(人)	1	2	3	3	3
妊娠届出数 (件)	2,754	2,662	2,529	2,423	1,347
面接実施数 (人)	604	890	977	1143	693
面接率(%)	22.1	33.4	38.6	47.2	51.4

2. 妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援体制の整備

② 妊娠届出からの要支援者の把握・支援

- 母子保健課(子育て世代包括支援センター)に妊娠届出に來所した妊婦とその家族と面接を行い、妊婦の健康管理や養育環境のリスクや支援ニーズを把握し、必要な情報提供や相談支援を行うとともに、必要に応じて医療機関や関係機関と連絡調整を行い、支援につなげる。
- 継続支援の要否については、妊婦支援検討会(週1回)で検討。

妊娠届出及び妊婦面接で把握した要支援妊婦の数

平成30年度 実績	対象数 (人)	内、要支援 妊婦数(人)	割合(%)
手帳交付時面接実施者	1,143	219	19.2
窓口センター届出者	1,280	93	7.3
合計	2,423	312	12.9

※ 窓口センター届出者の要支援妊婦は、妊娠届出書で把握できるハイリスク妊婦で、若年妊婦(20歳未満)、多胎、妊娠22週以降届出、高齢妊婦(40歳以上)、外国籍の妊婦。

2. 妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援体制の整備

② 妊娠届出からの要支援者の把握・支援

面接で把握した要支援者(219人)の理由・問題点(平成30年度実績より)

要支援の理由・問題(多いもの抜粋)	人数 (重複あり)	要支援者中 の割合(%)
支援者不足	88	40.2
経済不安(生活保護・非課税含)	73	33.3
精神疾患	60	27.4
未入籍	47	21.5
養育力に心配あり	29	13.2
保健行動・健康管理上の問題あり	27	12.3
被虐待歴・虐待歴, 生育歴に問題あり	23	10.5
家族関係に問題あり, DV	17	7.8
妊娠・育児の不安	17	7.8
若年妊娠	15	6.8
高齢妊娠	14	6.4

2. 妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援体制の整備

③ 母子保健コーディネーターによる相談・支援

- 母子保健コーディネーターは、母子健康手帳交付時の面接だけでなく、転入手続で来所した妊産婦や、助産制度・産後ケア事業の申請者とも面接を実施。必要に応じて継続支援・対応する。（リスクの高い継続的な支援が必要なケースは地区担当保健師が対応。）
- また、妊娠・出産・子育てに関する電話相談にも対応している。

母子保健コーディネーターによる相談対応者数

平成30年度 実績	来所対応者数 (延人数)	訪問対応者数 (延人数)	電話相談対応 者数(延人数)
妊婦(手帳交付時対応除く)	260	5	527
産婦	107	24	
乳幼児	57	4	
合計	424	33	

2. 妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援体制の整備

④ 子育て世代包括支援センターの増設

令和元年度11月1日，市内2か所目開設

名称： **高知市西部子育て世代包括支援センター**

場所： 高知市鴨部860-1 西部健康福祉センター1階
地域子育て支援センターぽけっとランド内

職員： 保健師1名
母子保健コーディネーター1名（増員）

開設日時： 月～金（祝日・年末年始休み）
8:30～17:15



産後ケア事業（訪問型・宿泊型）

■ 目的

出産し退院後間もない母子に対して、助産師などの専門職が心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する。

■ 利用対象者

高知市に住所票を有する産後4か月未満の産婦及び乳児で、
家族等から十分な家事・育児などの支援が受けられない方
で、
産後に心身の不調または育児不安等がある方。

■ 事業の種類

「訪問型」・・・ 助産師が利用者の自宅を訪問してケアを実施
平成28年10月から開始（高知県助産師会に委託）

「宿泊型」・・・ 宿泊施設に宿泊させて助産師等の専門職がケアを実施
平成30年9月から開始（市内助産院1か所に委託）
令和元年10月から委託医療機関1か所追加



産後ケア事業(訪問型) 実績

年 度	平成28年度 (10開始)	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (11月末現在)
実利用組数	19 件	52 件	25 件	28 件
延べ利用組数	27 件	90 件	40 件	46 件

産後ケア事業(宿泊型) 実績

年 度	平成30年度 (9月開始)	令和元年度 (11月末現在)
実利用組数	6 件	10 件

3. 早産リスク要因や予防についての啓発

- ①母子健康手帳交付時にアンケートを実施し、喫煙や飲酒などの生活習慣について、啓発用パンフレットを活用して保健指導を実施。
- ②母子健康手帳交付時に、妊婦歯科健診（令和元年度から市事業）の受診票を交付し、歯周病と早産・低出生体重児出産との関連について啓発をして受診勧奨。
- ③パパ・ママ教室・ひろばで、早産リスク要因や予防について啓発。
- ④1歳6カ月児・3歳児健診時に、たばこの影響について啓発。

4. 不妊に悩む人への支援

・不妊治療費助成事業の実施

医療保険が適用されず高額のコストが必要となる不妊治療（体外受精・顕微授精・人工授精）の経済的な負担の軽減を図る。

- ・平成28年から体外受精・顕微授精の初回治療及び男性不妊治療の助成を拡大
- ・平成29年度から一般不妊治療（人工授精）の経済的な負担の軽減を図るため助成を開始

不妊治療費助成件数

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
特定不妊治療 （男性）	452件 （3）	433件 （4）	431件 （9）
一般不妊治療	—	106件	110件

今後の方向性



- 母子保健コーディネーターの周知や増員により、母子健康手帳交付時の面接率は向上してきたものの、全数実施はできていない。令和元年11月に西部地域に2か所目の子育て世代包括支援センターを開設し、面接率の向上も予測されるが、妊婦との面接率100%をめざし、体制の拡充に努める。
- 医療機関との連携を引き続き図り、必要な方には妊娠期からの支援や母体管理を行っていく。
- 早産予防のための妊娠中の健康管理や、産後うつ予防のための知識の普及や啓発を、母子健康手帳交付時やパパママ教室等の様々な機会を活用して取り組む。
- 妊産婦の家庭や地域における孤立感を軽減し、安心して妊娠期を過ごし、子育てに臨めるようにサポートすることを目的とした地域の仲間づくりやサービスの提供等に向けて取り組む。

重点施策

② より質の高い教育・保育の推進

家庭支援推進保育事業の拡充について

■ 加配保育士の配置基準

- ・生活保護世帯・市民税非課税世帯
- ・ひとり親世帯
- ・障害児または障害者のいる世帯
- ・要保護児童等



【平成27年7月からの市基準】
対象児童が入所児童の25%以上
又は対象児童数30人以上

● 家庭支援推進保育入所措置状況及び加配保育士数

	平成27年度当初			平成28年度当初			平成29年度当初			平成30年度当初			令和元年度当初		
	実施 保育所数	対象 児童数	加配 保育士数	実施 保育所数	対象 児童数	加配 保育士数	実施 保育所数	対象 児童数	加配 保育士数	実施 保育所数	対象 児童数	加配 保育士数	実施 保育所数	対象 児童数	加配 保育士数
市立	12	435	12	16	552	16	18	607	18	15	458	15	14	453	14
民営	16	691	16	23	882	23	19	707	19	19	637	19	19	751	19
計	28	1,126	28	39	1,434	39	37	1,314	37	34	1,095	34	33	1,204	33

■ 事業拡充の効果

保護者の経済的事情や疾病、情緒不安定、社会関係づくりが困難等育児不安、育児混乱、虐待リスク等を抱える厳しい環境の家庭と子どもに対し、親子との信頼関係を構築しながら支援を行うことで、子どもの心身の発達を支援するものである。事業拡充により、厳しい環境にある子どもたちに対する支援を継続して実施し、生涯に渡る人格形成の基礎を培う乳幼児期における健全な育成を支援していく。

利用者支援事業について

子ども・子育て相談支援員の活動

(子育て支援等に関する相談支援)

■ 事業概要

利用者である子ども，保護者及び妊娠している方等が，制度を円滑に利用できるよう，教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等に関する情報収集及び提供を行い，必要に応じて相談，助言等を行うとともに，関係機関との連絡調整を行う。また，県事業の厳しい環境にある子どもたちに対する支援策である，「親育ち・家庭支援コーディネーター」の機能を兼ね備え，保育所，幼稚園の家庭支援保育士，教員と連携し，厳しい環境にある子どもと家庭を支援している。



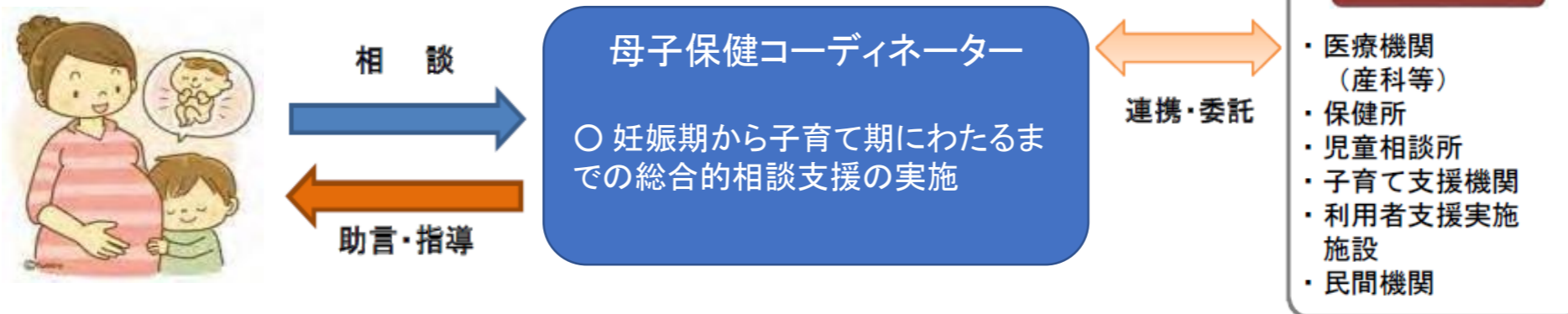
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (12月末時点)	令和元年度 (12月末時点)
園訪問支援	119 園	144園	93 園	237園	346園
電話等相談 件数	93件	243件	140件	152件	129件

母子保健コーディネーターの配置

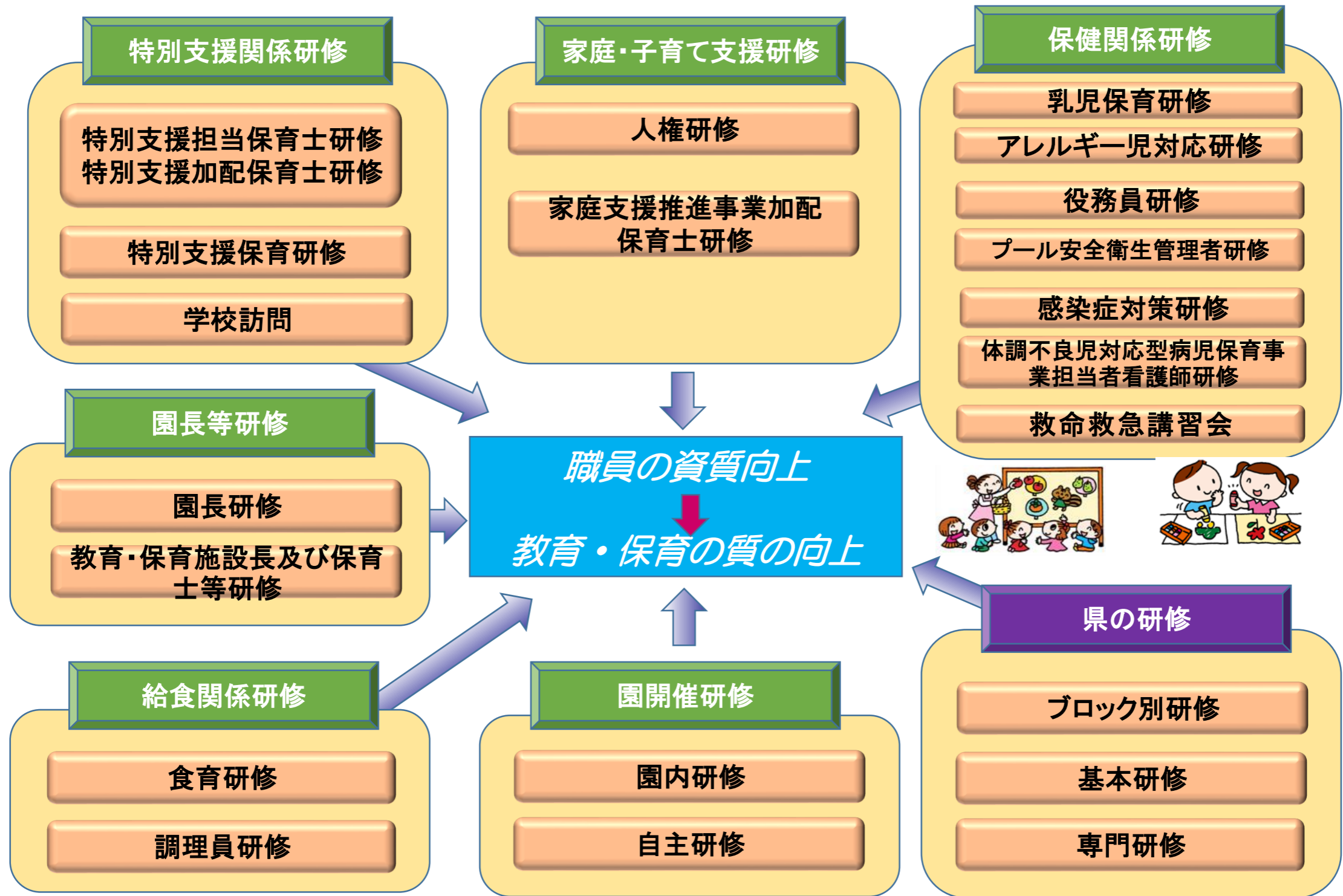
(母子保健等に関する相談支援)

■ 事業概要

母子健康手帳交付時に窓口面接(母子保健課)，相談支援を行うとともに，必要に応じて関係機関との連絡・調整等を行うことにより，妊娠期からの切れ目のない支援を実施する。



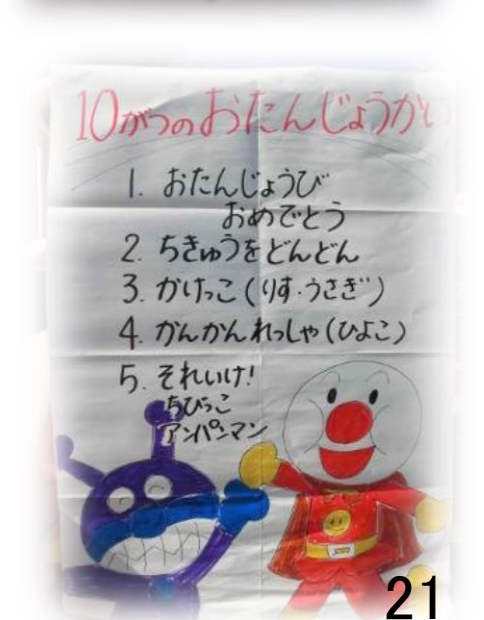
研修実施等による職員の資質向上について(平成30年度研修体制)



令和元年度研修実績(見込)について【保育幼稚園課実施分】



	開催回数	研修対象者と受講者数(実績見込)	
		研修対象者	計
特別支援担当保育士研修	8	特別支援担当保育士・園長等	737
特別支援加配保育士研修	4	特別支援加配保育士・園長等	244
特別支援保育研修(学校訪問)	8	全職員対象 学校訪問	387
人権研修	8天候により 1回中止	全職員	917
家庭支援推進加配保育士研修	6	加配保育士・園長等	227
乳児保育研修(公開保育研修)	12	乳児担当保育士・看護師・その他	513
アレルギー対応研修	2	保育士・調理員・看護師	294
役員研修	3	役員	34
プール安全衛生管理者研修	1	保育士・看護師	148
園長研修(公立)	1	園長・保育士	29
教育・保育施設長及び保育士等研修	1	園長・保育士	113
食育研修	2	保育士・調理員	194
調理員研修	2	調理員	40
園内研修	17	園長・保育士	290
感染症対策研修会	1	保育士・看護師	97
体調不良時対応型病児保育事業担当者看護師研修会	4	保育士・看護師	153
救命救急講習会	4	保育士・看護師	171



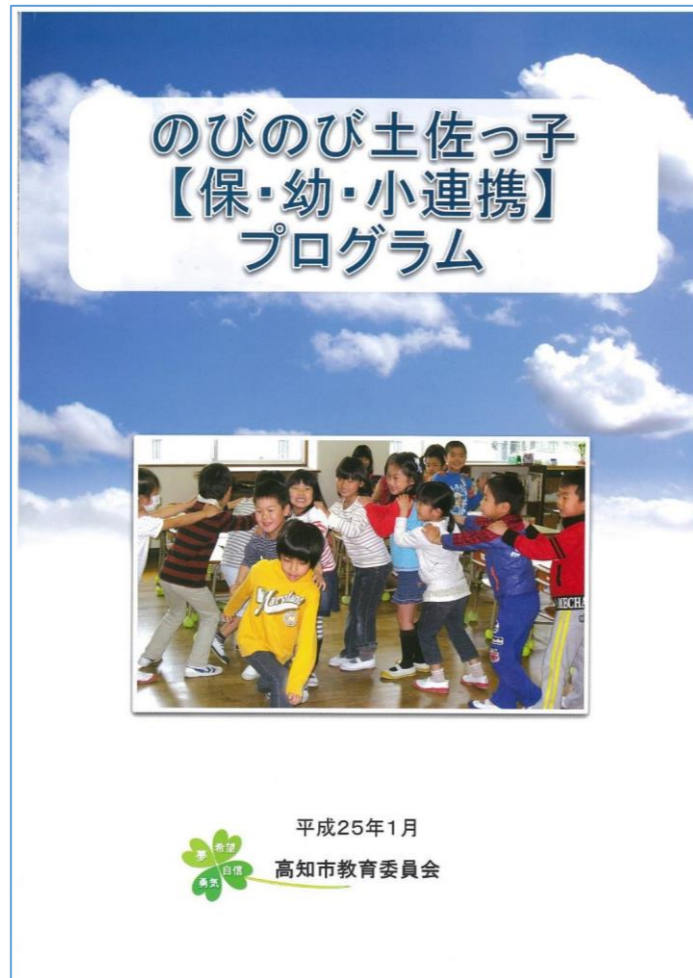
- 保育幼稚園課に配置された相談支援員による園訪問や電話相談等により、家庭環境や発育状況に配慮した、よりきめ細かな保育をすすめることや厳しい環境にある子どもと家庭への支援につながっている。今後も、配慮が必要とされる児童や家庭への支援について、家庭や関係機関と連携を図りながら継続的に取り組んでいく。
- それぞれの指針や要領に基づき、0～2歳の保育の充実、家庭や地域との連携した子育て支援、環境の変化を踏まえた健康・安全の確保等、幼児教育全般の充実が求められ、それらに対応するべく研修方法や内容についてさらに充実したものにしていける。
- 引き続き各種研修や高知県が実施するキャリアアップ研修等に職員が参加しやすい環境の整備に努め、職員一人ひとりの専門性や技術の向上、教育・保育の質の向上を目指し、自園での実践につなげていけるよう啓発していく。

1

保・幼・小連携で人をつなぐ・組織をつなぐ・教育をつなぐ

保・幼・小連携の目的

人・組織・教育をつなぐ取組を通して、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続の実現と双方の充実をめざす。



保・幼・小連携の指針（平成24年度作成）

接続のための取組



つなぐ

園児と児童の交流

保幼小教職員の連携

入学前 保護者説明会

カリキュラムを滑らかに

2

保・幼・小連携推進地区事業(28モデル地区)

○ 概要

28小学校区(28小学校・72園)を連携推進地区として指定し、「のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム」で提案した「人をつなぐ」「組織をつなぐ」「教育をつなぐ」取組を進め、その先進事例を、保・幼・小連携研修会や冊子を通して、高知市全体に広げていく。



3

人をつなぐ取組・・・園児と児童の交流・保護者への働きかけ (実践事例パンフレットから)

交流の質を高める 園児と児童の交流事例



一緒にものづくり「浮くものを作ろう」



年長さんにクイズを出そう



秋のおもちゃまつり

たくさんの1年生が、園児を優しく応援しています。

園の先生が審判をされています。

園児は普段通りの力をのびのびと発揮していました。

1年生もはりきっていました。

年長児 VS 1年生のドッジボール

園児にとっても、児童にとっても、実りのある 互恵性のある交流を！

○ 一緒にものづくり

園児と児童と一緒にものづくりをする交流では、作りたいもののイメージを話し合ったり、自然に役割分担をしたりしながら交流を深めることができ、1年生が思いつかなかったアイデアを年長児が出すという場面もありました。園児と児童では発達段階が異なりますので、教職員同士の共通理解が欠かせません。この交流では、事前や事後に、教職員同士が丁寧に打ち合わせを行い、それぞれの実態に応じたねらいを設定し、当日の支援の在り方を確認したことで、より一層子どもの思いや願いを生かし、達成感のある活動となりました。



○ 学校行事+教科等の学習を通じた交流

音楽会の練習に校区内の園の年長児を招待する活動が全市的に広がってきています。園児は小学校を訪問することを楽しみにしているようですし、小学生にとっても、練習を重ねてきた歌や演奏を園児に聞いてもらえるということで、気持ちのこもった演奏を披露できているのではないのでしょうか。

園児に歌や演奏を披露するだけでは、一方通行の交流だけで終わってしまいますので、その後、各教室に移動し、国語の学習で作ったクイズを園児に出して、双方向の交流を楽しんでいました。

園児と児童の交流の質を高めるためのポイント

- 事前や事後に教職員同士が協議を行い、年々効果的な交流となるように意見を出し合っていること。
- 集団と集団としての交流だけでなく、個人と個人の交流となるように工夫していること。県内外で、交流のたびに同じペアを作る「パディ交流」を実施しているところがあります。

園児と児童の交流 アイデア集

教科を通じた交流

1年生の生活科「あきのおもちゃまつり」に年長児を招く交流が多く行われています。伝え合う活動は生活科の内容としても位置付けられています。生活科の活動を通して園児と交流することで、児童は関わることのよさや楽しさを実感し、「分かりやすく伝えよう」「相手の気持ちを考えよう」といった相手意識が高まります。

1年生以外との交流

2年生と「忍者修行大会」「手作りおもちゃで遊ぶ」、5年生と「学校探検」「普遊び体験」、ボランティア委員会の園訪問など、1年生以外の児童が園児と交流する取組も広がっています。特に、5年生との交流は、年長児が入学した時の6年生と触れ合うことになり、互いに次年度をイメージする機会にもなります。

一日入学での交流

一日入学では、年長児と児童がペアを組んで活動するなど、関わりが深まるような工夫をしています。

A小学校の一日入学

- 1 1年教室で
 - ・自己紹介 **ペアで**
 - ・「線を書こう、色をぬろう」
- 2 5年生と一緒に学校めぐり
 - 手をつないで**
- 3 体育館でなかよし集会
 - ・1年生から学校紹介
 - ・じゃんけんれっしや、歌

園児にとって
安心感・期待
憧れ

園児と児童の交流は、園児にとって次のような成果が見られます。

- 入学への不安が解消され、学校へ行くことが楽しみになる。
- 入学への期待感が高まる。
- 小学生に対する憧れや親しみをもつ。
- 交流活動で体験した遊びを真似て、園での遊びを発展させることができる。

児童にとって
優しさ
自己肯定感

4

組織をつなぐ取組・・・保・幼・小の教職員の共通理解を図る取組 (実践事例パンフレットから)

連携の質を高める 教職員の研修事例



教職員の相互理解を土台とした接続の取組を！

○ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有する合同研修会

※ 12 ページ下段参照

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図る手掛かりとして、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有することを通して、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切です。

本年度の研修では、合同研修会において保育のビデオを視聴したり、園児と児童の交流についての報告を受けたりしたことを基に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が見られた場面を付箋に書き、互いに子どもの育ちを共有する推進地区がありました。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(10の姿)のうち、「協同性」「思考力の芽生え」「言葉による伝え合い」の3つに絞って協議していました。



○ 1年生の授業(スタートカリキュラム)の内容について協議する合同研修会

小学校学習指導要領総則において「幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施する」ことが示されました。1年生が入学当初から主体的に自己を発揮できるようにするために、教科等の授業やカリキュラムの進め方について園の先生方と一緒に協議する推進地区がありました。園での経験や育ちを小学校での学習に生かすことで、子どもたちの学びに向かう力を高めることにつながります。

教職員の交流の質を高めるためのポイント

- 1 子どもの育ちを中心に子ども理解を深め、保育・教育の質の向上に生かそうとしていること。
- 2 子ども理解を深める視点として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(10の姿)を活用していること。

【スタートカリキュラムの協議から】

- 小：来年度の学校探検で、子どもたちがもっと主体的に自己発揮できるようにしたい。ご意見を！
- 園：最初の学校探検では、各部屋にある物の写真を撮っておき、その写真に写っているものを探してこようにした。子どもの「よく見てこよう」という意識が高まるのでは。
- 園：子どもたちが自由に探検をする時、学校に時計があまりないようであれば、ストップウォッチを持たせて時間の管理ができるようにしてもいいのではないか。
- 園：園では、運動会のリレーで走る順番も子どもたちが話し合っている。学校探検で行きたい場所も、1年生なりに各グループで話し合うことができるのではないかと。
- 園：ウォークラリー形式を取り入れ、各場所でカードにはんこを押すなどして、意欲や達成感を高めるような工夫があるといい。

➡ こうした協議を基に、次年度のスタートカリキュラム案を作成しました。

教職員の研修 アイデア集

合同研修会事例Ⅰ

- 1 園児と児童の交流実践発表(年長・1年担任から)
- 2 実践発表の中で見られた園児・児童の育ちを協議
★「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の10の姿のうち3つの姿に焦点を当て
★5～6人のグループ編成で
- 3 各グループからの報告

合同研修会事例Ⅱ

- 1 説明(幼児期の教育と小学校教育の接続、10の姿について)
- 2 保育のビデオ視聴
★ビデオの中で見られた子どもの姿から10の姿が現れていると感じた場面(園児の言動)をワークシートに書く。
- 3 グループ協議
- 4 各グループからの報告

合同研修会事例Ⅲ

- 1 趣旨説明
- 2 保育参観
★子どもの姿を参観しながら10の姿が現れていると感じた場面を付箋に書く。
- 3 グループ協議
・自己紹介
・子どもの学びと育ちについて語り合う
- 4 各グループからの報告

5

教育をつなぐ取組…アプローチカリキュラムの実践

(実践事例パンフレットから)

保育の質を高める アプローチカリキュラム実践事例



クリスマス会の練習でダンスを発表



本番でもポーズをカッコよく



おばけやしき作り「本物そっくりに蜘蛛を作りたい！」



おばけやしき屋さん

年長児は、共通の目的に向かって遊びや活動を進める中で、協力し合うことの楽しさやルールの大切さ、責任感、達成感を感じる体験をすることが大切です。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識した保育の充実を！

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識することで、保育者が幼児を改めてよく見るようになったり、幼児の学びや発達に姿に気付いたりできるようになります。また、目の前の子どもの活動が、どのような育ちにつながっていくのかという視点で見とることにもなります。そうすると、保育者が行う環境構成の充実にもつながり、子どもたちの自発的な遊びの質の高まりを促すことができます。

○ クリスマス会で踊りを発表するぞ！

協同性

言葉による
伝え合い

豊かな感性
と表現

社会生活
との
関わり

クリスマス会が近づいてきた頃、年長児のクラスでは何を発表するかということが話題になりました。「『パブリカ』をやりたい」と言う子どもと、「クリスマスのもやりたい」と言う子どもがおり、「じゃあ、半分半分でやろう」ということになりました。保育者は、クリスマスのイメージで発表したいと考えていたのですが、子どもたちの「パブリカを踊りたい」という思いを大事にして任せてみることにしました。

練習が始まると、「パブリカの踊りは難しい」と言う子どももいたので、保育者も時には一緒に踊りに加わったり、子どもたちがカセットデッキを操作できるように使いやすい場所に置いたりすると、子どもたちは自分たちのできる振り付けを考えながら踊りを作り上げていきました。また、年少児や年中児に踊りを見てもらうことで、「もっと上手になりたい」という気持ちが高まり、音楽に合わせて友達と振りをピタッと合わせることを意識し、うまくできた時のうれしさや充実感から、日を追うごとに練習が楽しくなってきました。

クリスマス会で心をつなげて踊った「パブリカ&ジングルベル」は地域のイベントでも披露し、多くの方から褒めてもらいました。地域の方から「うちの施設にも踊りに来て」と招待されて、「私たちって人気者?!」と自信満々。自分たちが地域の方々に元気にし、反対に、地域の方から応援いただき元気をもらっていることを実感した子どもたち。主体的で協同的な活動が、地域とのつながりに気付く活動へと広がっていきました。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿



※「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、保育所保育指針や幼稚園教育要領等に示された、各園の教育及び保育において資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿です。

協同的な遊びや体験の充実を！

○ おばけやしきを作ろう

協同性

言葉による
伝え合い

数量や図形
標識や文字
などへの
関心・感覚

ハロウィンの時に、かぼちゃで作ったジャコランタンを子どもが家から持って来ました。ろうそくをつけたりしながら楽しんで、「おばけやしきを作りたい！」という声が始まり、クラス全体でおばけやしき作りが始まりました。

最初は、個々のイメージで、おばけやしきの道を作る子、おばけの衣装を作る子、ゴールにたどり着いた人へ渡す商品を作る子など、思いがバラバラな状態でスタートしました。保育者が様子を見て、子どもたちの活動に関わりが生まれるように声をかけると、商品作りにこだわっていた子が、時にはおばけやしきの中に井戸を作ったり、衣装作りをしていた子が屋根の高さを調節したりしながら、みんなで作りあげていきました。

ある時、「いつお客さん呼ぶが？」と話す子どもがいたので、保育者が周りの子どもに広げると、「おばけやしきに入る時はお金がいるね。いくらにする？」「小さい子はおばけがこわいね、連れて行っちゃる係がいるね」「私はおばけ役になる」と、次々と意見が出てきます。こうして「お客さんと呼んで楽しんでもらう」という共通の目的ができると、子どもたちの思いがだんだん一つになっていきました。お金をもらう役、案内役、おばけ役、商品を渡す役をそれぞれ分担する中で、おばけ役が一番大変だということに気付いた子どもたち。自然と「おばけを代わっちゃう」という声がかかるようになりました。小さいお客さんにおばけやしきは大変喜ばれ、年長児にとってやり遂げた達成感を感じるとともに、互いに助け合い認め合う活動となりました。

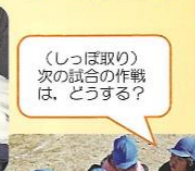
小学校の学びにつなぐ

アプローチカリキュラム



気付く

氷がでん所は、あつたかいつやね。



考える

（しっぽ取り）次の試合の作戦は、どうする？



試す

どんぐり転がしは、どれくらいの高さにしたらいいかな。



工夫する

どんぐり転がしてもゴールのカップに入らぬ。カップをくっつけて直そう。

※幼児期の子どもは、遊びに没頭する中で、物事の規則性や関連性に気付いたり、やりたいことを実現しようとして友達と関わりながら考えたり、試したり、工夫したりするなどしています。

5

教育をつなぐ取組・・・スタートカリキュラムの実践

(実践事例パンフレットから)

教育の質を高める スタートカリキュラム実践事例



隣のクラスの友達とも仲良くなろう



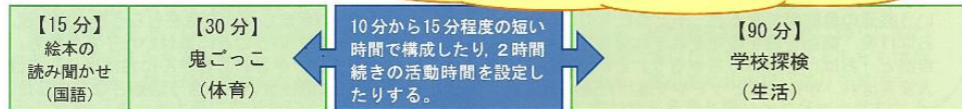
教室の中で5つあるものを探そう

生き生きと学びに向かう子どもを目指しましょう！

○ 幼児期の学びと育ちを生かす 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を！

1年生だけで学校探検を実践する学校が増えてきました。子どもたちは幼児期に、興味をもったことについて自ら調べたり、友達と協力して活動したり、遊びのルールを話し合っで決めたり、出会った人に挨拶をしたり、時計を見ながら行動したりするなど、様々な経験をしてきています。1年生だけの学校探検は、まさに子どもたちがもっている力を自信をもって発揮することができる活動です。日常的に子どもの力を引き出すという視点でスタートカリキュラムを進めていくことが、その後の主体的な学びにつながります。

○ 弾力的に時間割を設定する 児童の生活リズムや集中する時間、意欲の高まりに配慮する



各教科等の特質に応じた学びにつなぐ

スタートカリキュラム

アサガオの種を何個まこうかな？

ぼくは、5個にする。

自己決定する

アサガオの鉢をどこに置いたらいいかな。

私は、温かそうだから花壇の横に置く。

自己決定する

鉢を置く場所を変えてみたら？

気付く

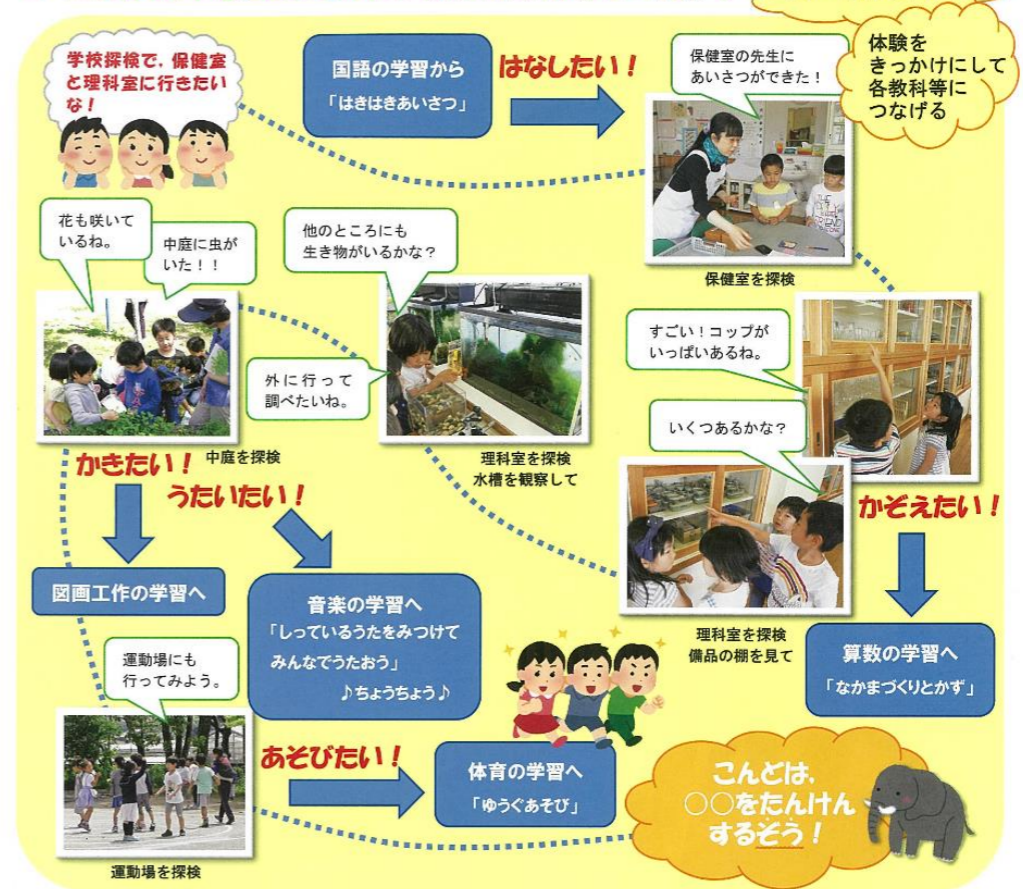
アサガオのつるが、こんなに長くなったよ。

何かつかまる物がないと、横に伸びて踏まれるかも。

関わる

主体的な学びへ

○ 生活科を中心とした合科的・関連的な指導を工夫する 思いや願いを生かす



スタートカリキュラムを支える環境

見通しがもてる

朝の支度の順序、1日や1時間の流れ、活動の手順などを分かりやすく掲示しておくことで、自分で見通しをもって生活できるようになります。

視覚的に分かる

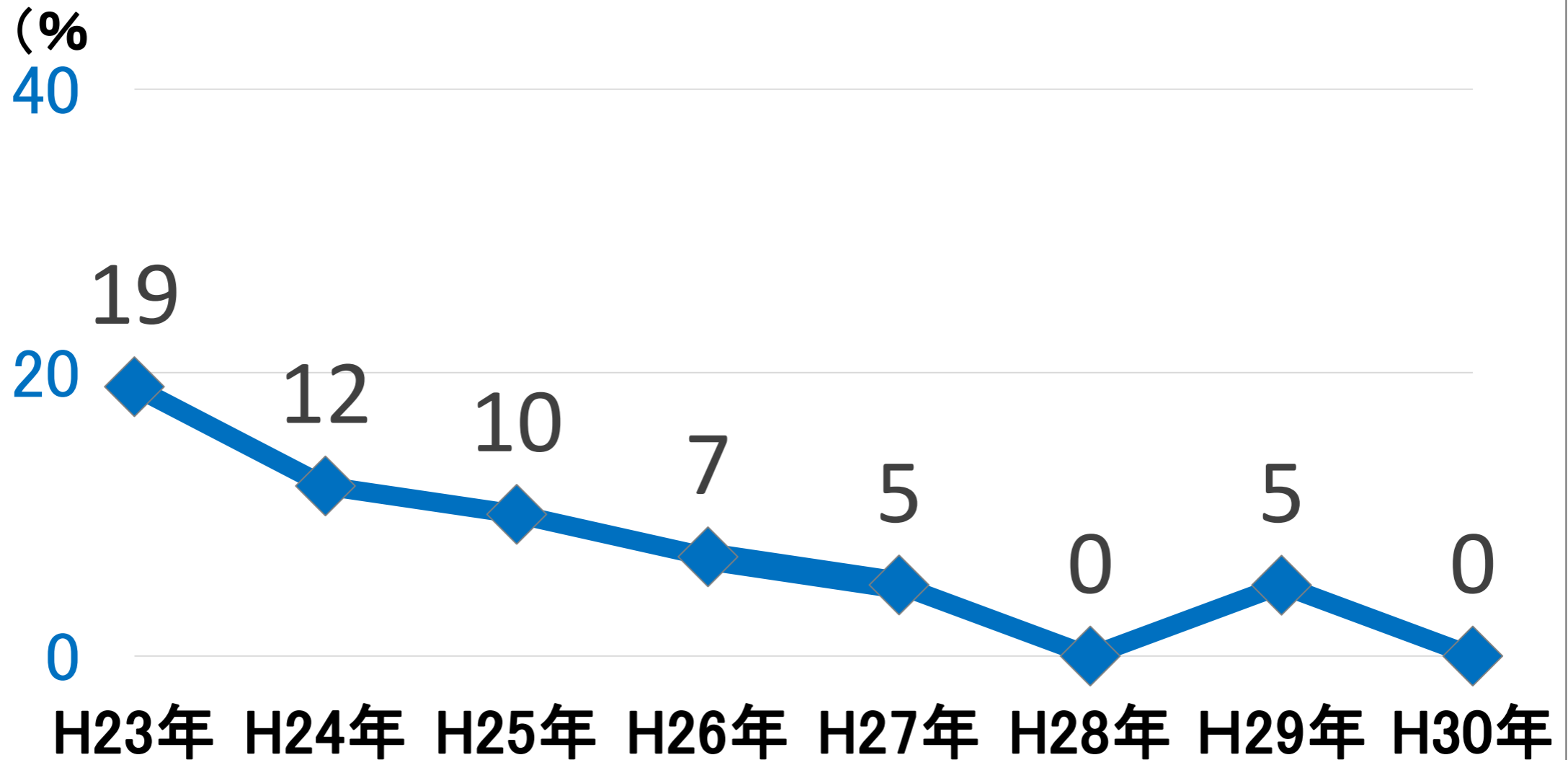
物の片付け方などについて、文字や絵、写真を使って表示し、子どもたちが自分で考えて行動できるように支援することが大切です。

安心できる

グループ机や教室後方の遊びのコーナーなどを取り入れることで、子どもの緊張をほぐし、安心して協力的に学ぶ力を高めることができます。

6

小1プロブレム発生率の推移（発生した学校の割合）



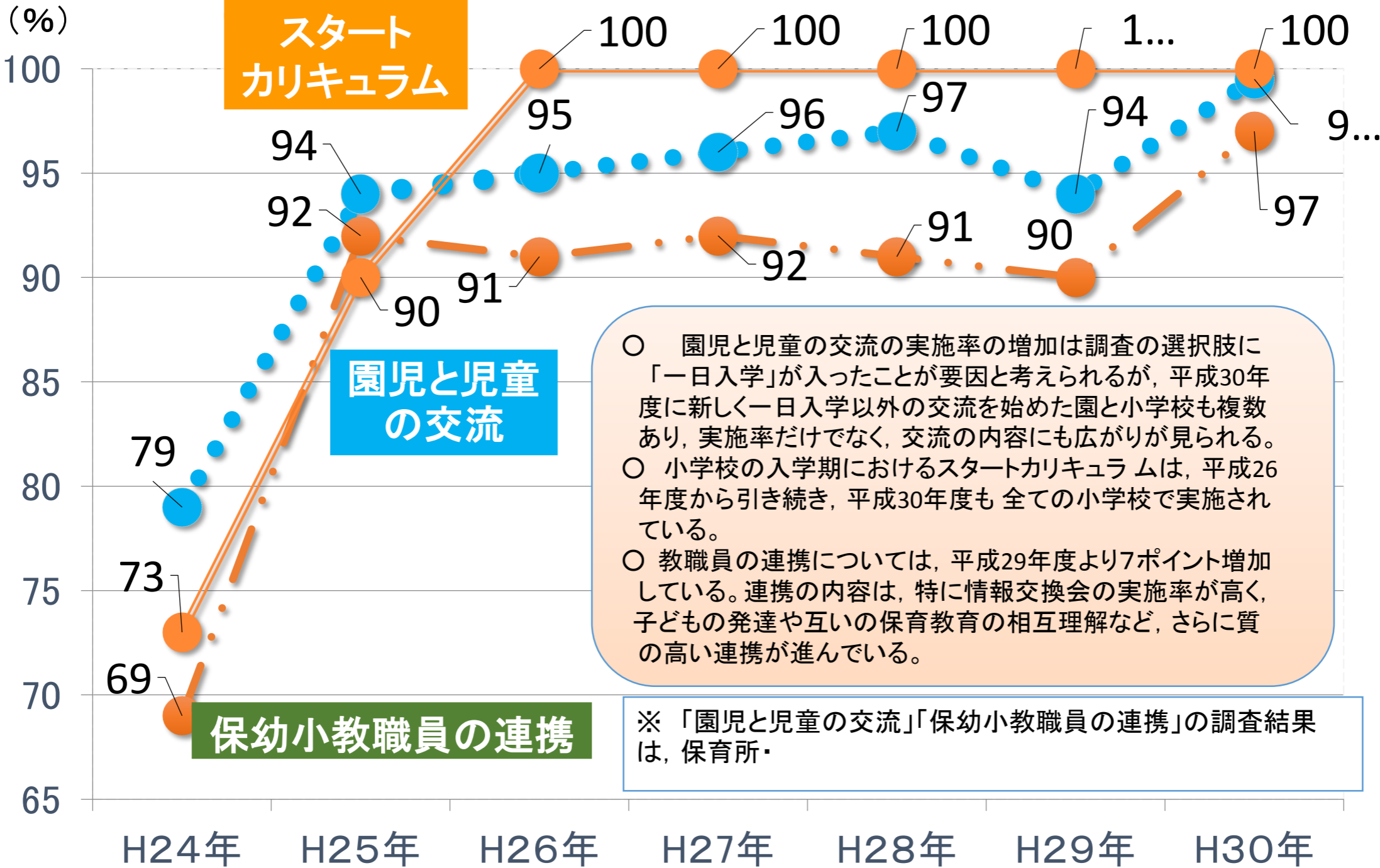
※ 小1プロブレムについて

高知市教育委員会では、小1プロブレムを「第1学年の学級において、入学後の落ち着かない状態が解消されず、担任等の話を聞かない、指示どおりに行動しない、授業中に勝手に教室の中を立ち歩いたり教室から出ていったりするなど、授業規律が守れず、そのために授業が成立しない状態へ拡大し、こうした状態が数か月にわたって継続する状況」であるととらえています。

本調査では、発生した学校の割合を表しています。

7

保・幼・小連携の取組に関する調査結果(実施率)



○ 園児と児童の交流の実施率の増加は調査の選択肢に「一日入学」が入ったことが要因と考えられるが、平成30年度に新しく一日入学以外の交流を始めた園と小学校も複数あり、実施率だけでなく、交流の内容にも広がりが見られる。

○ 小学校の入学期におけるスタートカリキュラムは、平成26年度から引き続き、平成30年度も全ての小学校で実施されている。

○ 教職員の連携については、平成29年度より7ポイント増加している。連携の内容は、特に情報交換会の実施率が高く、子どもの発達や互いの保育教育の相互理解など、さらに質の高い連携が進んでいる。

※ 「園児と児童の交流」「保幼小教職員の連携」の調査結果は、保育所・



保・幼・小連携研修会

○目的
○内容

保・幼・小の連携を図り、幼児期の教育と小学校教育の滑らかで確実な接続を図る。

- ・実践発表：高知市保・幼・小連携推進地区の発表
- ・講演

平成24年度 白梅学園大学 無藤 隆 教授
「保・幼・小連携と接続期カリキュラムの必要性」

平成25年度 国立教育政策研究所 田村 学 教育課程調査官
「こうすればうまくいく！保・幼・小連携」

平成26年度 上智大学総合人間科学部教育学科 奈須 正裕 教授
「保・幼・小連携で学びと育ちをつなぐ」

平成27年度 文部科学省初等中等教育局 田村 学 視学官
「子どもの学びと育ちをつなぐ～『内なる問い』を引き出す保育・教育～」

平成28年度 広島大学大学院 朝倉 淳 教授
「子どもの学びと育ちをつなぐ保・幼・小連携」

平成29年度 東京大学大学院 秋田 喜代美 教授
「子どもの学びと育ちをつなぐ保・幼・小連携 新しい教育要領等の改訂を踏まえて」

平成30年度 鎌倉女子大学 齊藤 純 准教授
「子どもの学びと育ちをつなぐ保・幼・小連携」

平成31年度 松蔭大学 山下 文一 教授
「子どもの学びと育ちをつなぐ保・幼・小連携」

- ・グループ協議：実践交流と今後の取組について

○参加人数

- ・ H24 146名
- ・ H25 155名
- ・ H26 147名
- ・ H27 172名
- ・ H28 161名
- ・ H29 171名
- ・ H30 140名
- ・ H31 (令和2年2月実施予定)

【成果】

- 保・幼・小連携推進地区では、小学校が中心となり、校区にある保育所・幼稚園・認定こども園等と協働し、「人をつなぐ」「組織をつなぐ」「教育をつなぐ」取組を進めることができた。
- 「組織をつなぐ」取組の教職員連携の実施率は97%であり、ほとんどの園や小学校で実施されている。小学校教員による保育体験や子どもの学びと育ちをつなぐための合同研修を行う地区も増え、園と小学校教職員との相互理解が図られている。
- 「教育をつなぐ」取組においては、アプローチカリキュラムの作成やスタートカリキュラムについての研修を実施するなど、子どもの主体性を大事にした保育・教育の実践の充実が進みつつある。
- 推進地区の効果的な取組について、冊子や校長会、保・幼・小連携研修会等で発信することで推進地区以外の校区においても、「人をつなぐ」「組織をつなぐ」「教育をつなぐ」取組が取り入れられるようになり、全市的に保・幼・小連携の取組が広がってきている。

【今後の課題】

- 今後は、「教育をつなぐ」取組をさらに充実し、幼稚園教育要領等や小学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、保育者と小学校教員が子どもの成長を共有し、児童が既にもっている力を十分発揮できるような取組を推進していく。

重点施策

③ 地域ぐるみで見守り・ 子育て支援体制の充実

- 地域ぐるみの子育て支援のまちづくり
- 子育て支援体制の充実

地域子育て支援拠点事業

○概要

公共施設や保育所等，地域の身近な場所で，乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談，情報提供等を行う事業

○対象

乳幼児のお子さんと保護者

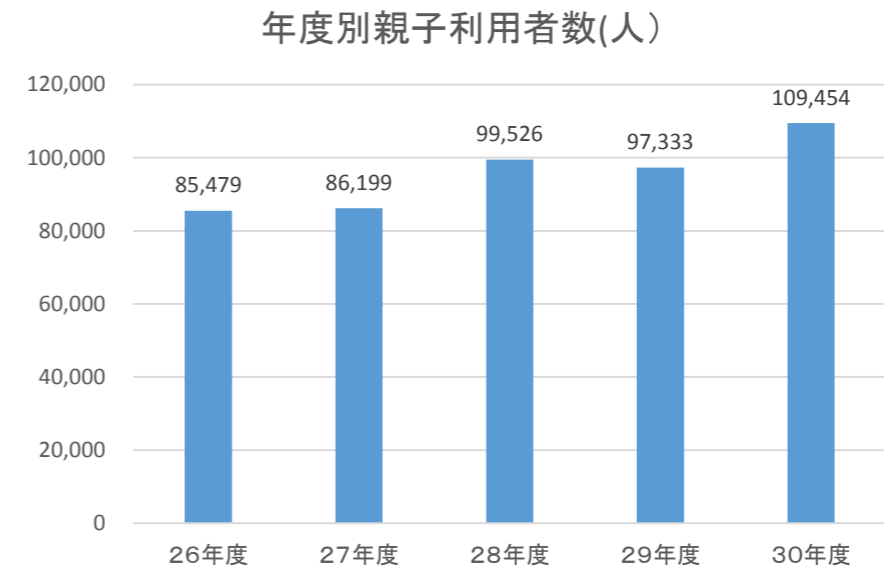
○内容

- ①子育て親子の交流の場の提供，交流の促進
- ②子育てに関する相談，援助
- ③子育て関連情報の提供
- ④子育てや子育て支援に関する講習等の実施

○施設数

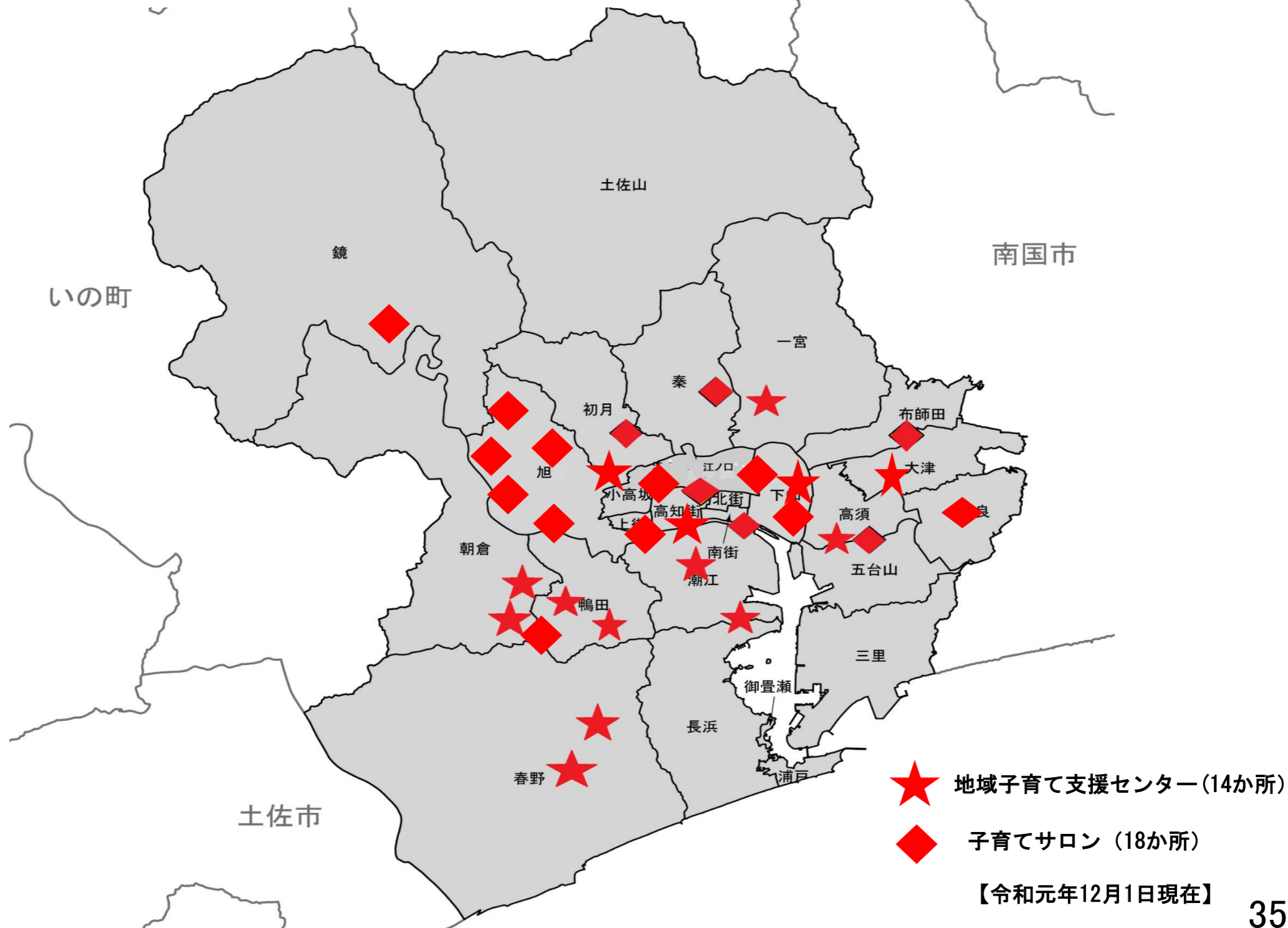
単独施設 6か所

保育所併設施設 8か所



にこにこひろば(育児相談)

地域における子育て支援

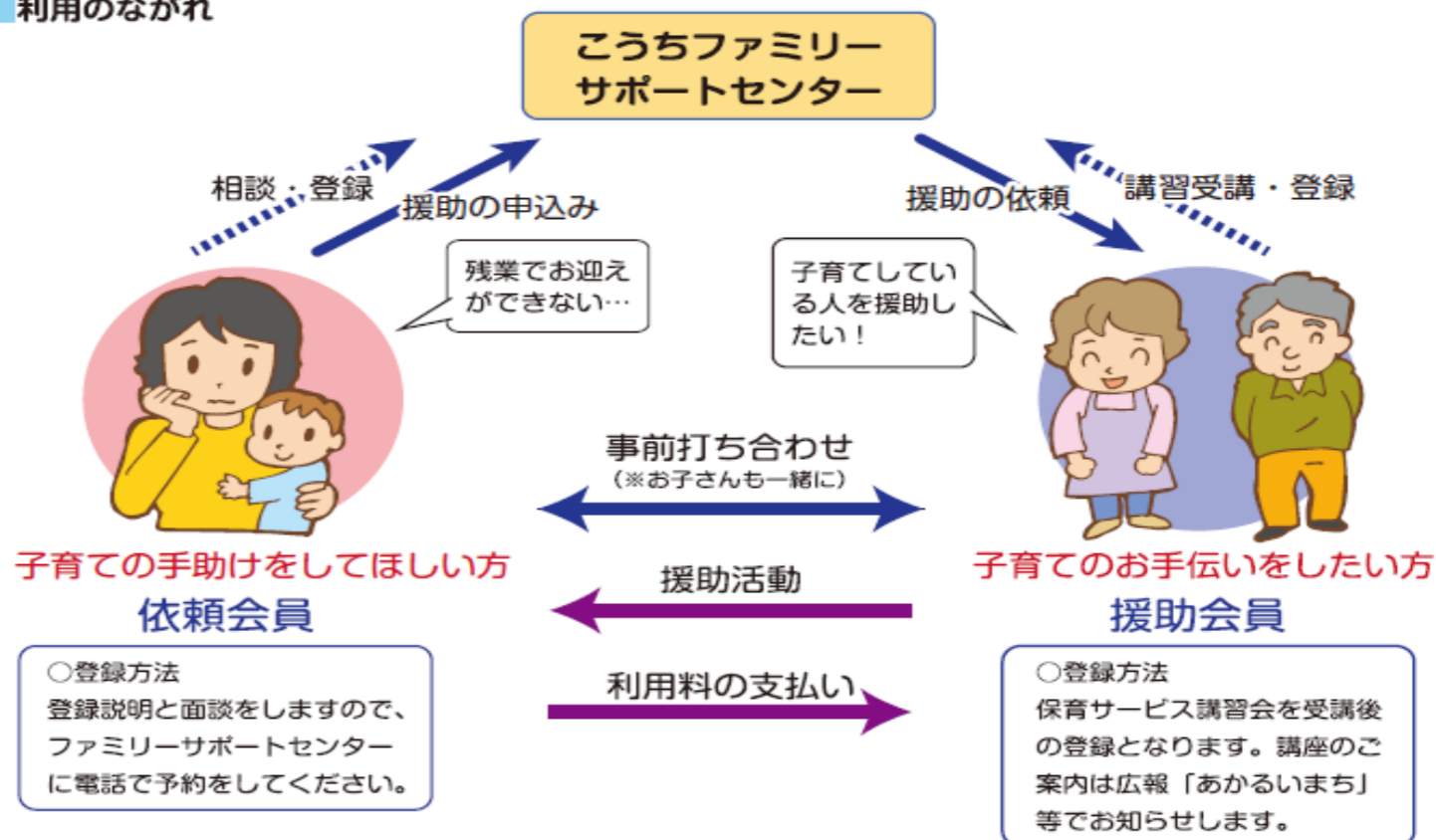


ファミリー・サポート・センター事業

○ 概要

地域において、託児や送迎などの育児援助を受けたい人(依頼会員)と育児援助を行いたい人(援助会員)がファミリー・サポートセンターに登録し、有償ボランティアによる相互援助活動を行う事業

■利用のながれ



ファミリー・サポート・センター事業

○ 対象

依頼会員：生後6か月から小学6年生までの子どもを持つ家庭

援助会員：市内在住の20歳以上の方で、心身共に健康であり、相互援助活動に理解と熱意のある方

○ 内容

①会員相互の援助活動（保育所・幼稚園の送迎，習い事等の援助等）

②援助会員の拡充のための保育サービス講習会，資質向上のためのレベルアップ講習会

	実績		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
依頼会員	801	818	794
援助会員	410	426	430
両方会員	67	67	61
計	1,278	1,311	1,285
延利用件数	7,029	8,167	6,456

＜援助会員宅での預かり＞



1時間当たり600円
※夜間, 土日等は700円



子育てに関する情報発信

—こうちし子育てガイド ぱむ—

○概要

子育て支援について、目的別に分かりやすく整理した子育て応援情報誌

- ・平成25年度から配布している「こうちし子育てガイド ぱむ」を、平成31年度から「子育て応援ブック」と統一し、母子健康手帳交付時（一部赤ちゃん誕生おめでとう訪問）に配布する。

○配布

- ・子育て世代包括支援センター
 - ・地域の窓口センター
 - ・ふれあいセンター
 - ・地域子育て支援センター
 - ・ファミリーサポートセンター
- その他、赤ちゃん誕生おめでとう訪問の際に配布



子育てに関する情報発信

—[公式facebook]高知市こども未来部「ほのぼの子育て」—

○概要

平成28年2月1日から、公式facebookページ『高知市こども未来部「ほのぼの子育て」』を開設。

高知市こども未来部の業務・事業の紹介や子育て知識に関する情報等を子育て世帯に発信しています。

[高知市こども未来部公式facebookページ]

<http://www.facebook.com/KochiCity.honobonosodate>

高知市こども未来部

ほのぼの子育て

公式 Facebook

★高知市こども未来部の情報を発信中。
★こちらから「いいね!」をお願いします。

高知市こども未来部

検索

親子絵本ふれあい事業

○ 概要

乳幼児期から、絵本を通じてことばや心を通わすことの楽しさ大切さを親に伝え、親子のふれあいを促進するとともに、保護者の育児力の向上を支援する事業

○ 対象

生後2か月から1歳2か月の子どもと保護者

○ 内容

①親子のふれあいの大切さについての話と

ふれあい遊び

②読み聞かせの方法や適した絵本の選定の仕方

③高知市の子育て支援事業についての紹介

④参加者同士の交流及び自由遊び

○ 開催場所（平成30年度は 21ヶ所で開催）

ふれあいセンター、地域子育て支援センター

保健福祉センター など

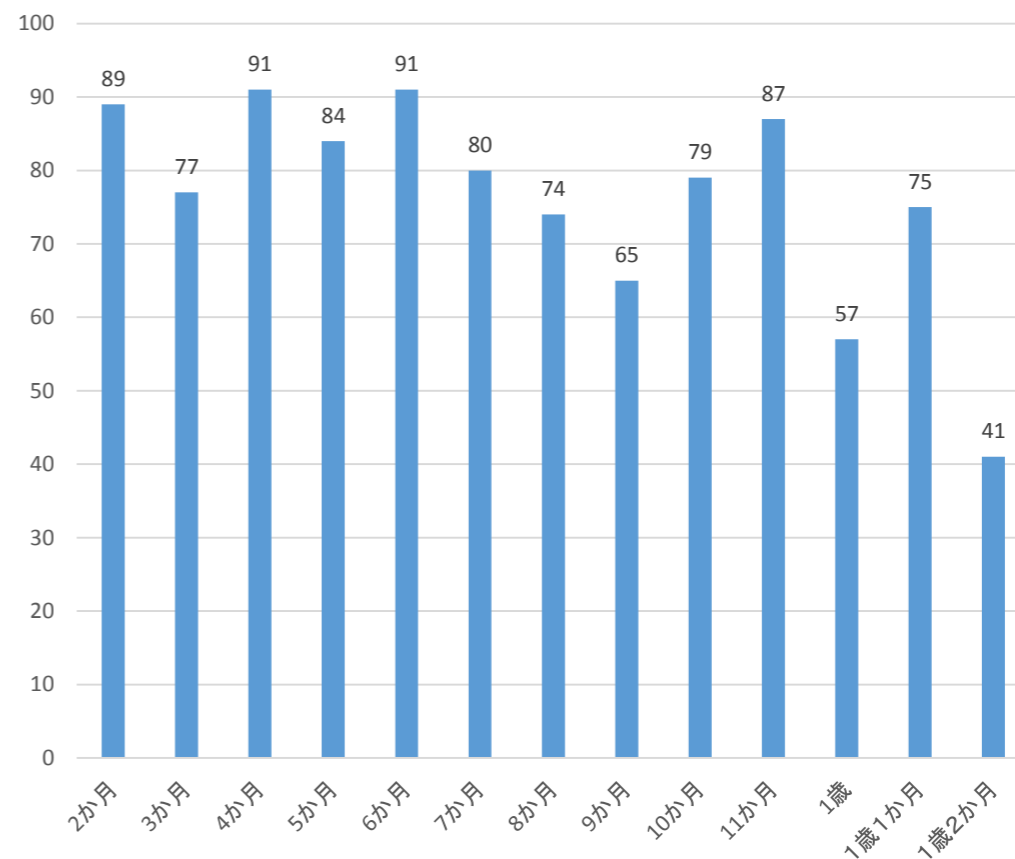
○ 引換冊数

平成28年度 1,216冊

平成29年度 925冊

平成30年度 990冊

月齢別参加者状況(平成30年度)



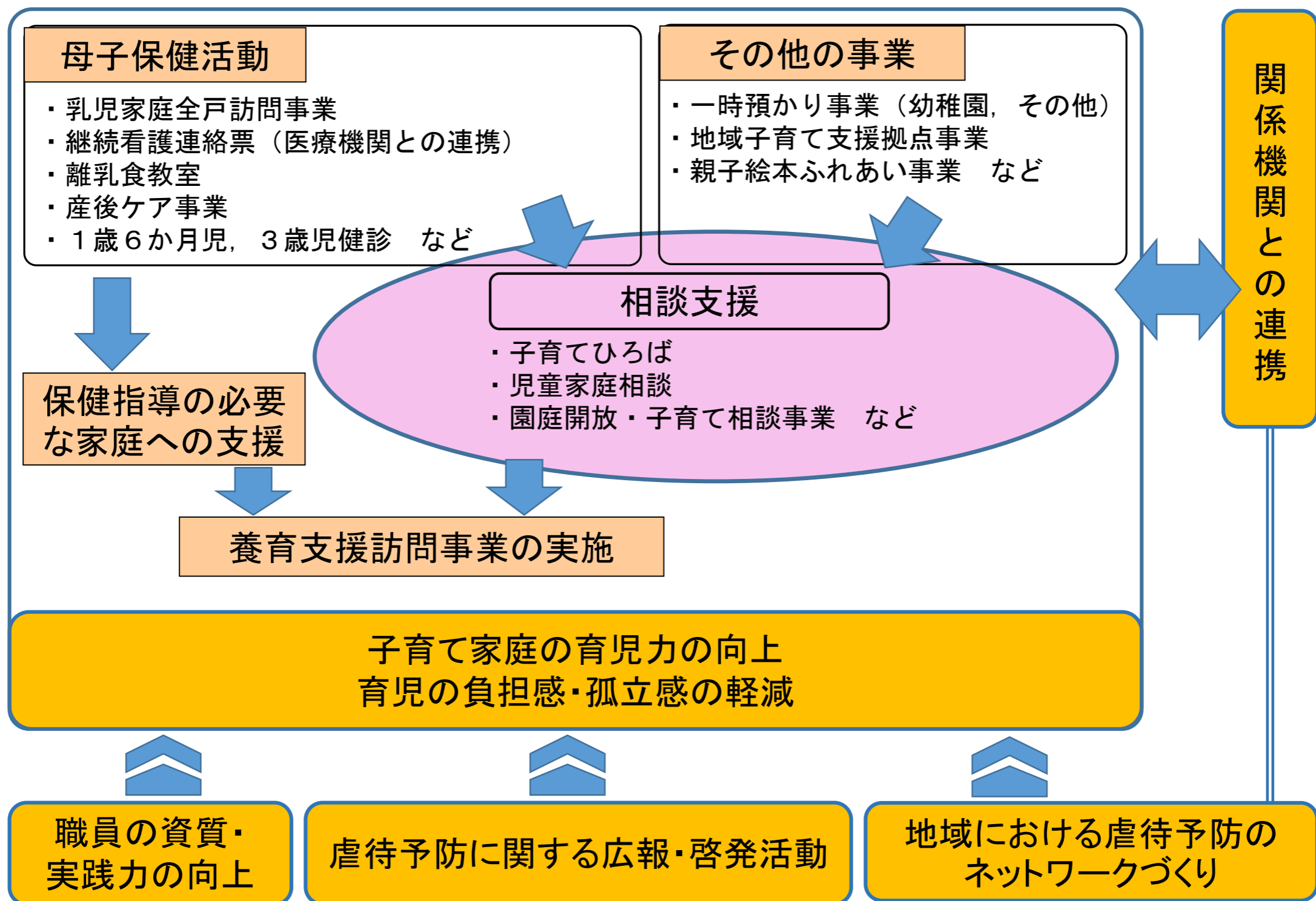
今後の方向性

- 1 地域子育て支援センターは、切れ目のない子育て支援の地域拠点施設として、機能強化を図るとともに、市の北部に新たに、施設の整備を目指します。
- 2 子育てに関する情報発信は、ホームページやフェイスブック等を使い利用者にとって、なお分かりやすく利用しやすいものになるよう改善してまいります。
- 3 ファミリー・サポート・センター事業については、依頼会員と援助会員の会員相互の援助活動の安定的な支援に取り組んでまいります。
- 4 親子絵本ふれあい事業については、参加者にとってより充実した事業となるよう取り組んでまいります。

重点施策

④ 児童虐待の発生予防

児童虐待の発生予防



○児童虐待の発生予防

① 児童家庭相談

高知市子ども家庭支援センターでは、児童虐待に関する相談だけでなく、子どもに関する各種の相談を幅広く受け付けている。また、児童虐待の未然防止や早期発見にも積極的に取り組んでいる。

◆相談件数(福祉行政報告例による)

	27年度	28年度	29年度	30年度
養護相談	526	480	585	526
保健相談	0	1	0	1
障害相談	3	0	3	0
非行相談	0	2	0	1
育成相談	10	17	20	24

○児童虐待の発生予防

② 児童虐待予防推進事業

- オレンジリボンキャンペーンへの参加・協力
(令和元年10月27日:たすきウォーク開催)
- 広報紙『あかるいまち』による広報・啓発

○児童虐待の発生予防

③ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

- ・児童相談所や外部の専門機関(子どもの虹情報研修センター, 西日本こども研修センターあかし など)による研修への参加
- ・地域ネットワーク構成員の専門性の向上や連携強化のための研修等の実施
(令和元年度児童虐待予防研修:2地区 他)
- ・児童虐待予防講演会の開催
(令和元年11月17日:参加者51人)

○児童虐待の発生予防

④ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うもので、乳児院等を運営する社会福祉法人に事業を委託して実施している。

◆訪問支援実績(件数)

	27年度	28年度	29年度	30年度
相談件数	659	530	284	477
支援家庭数	31	29	22	29
特定妊婦数	5	11	14	14

今後の方向性

- 妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させるため、保健・医療・福祉など関係機関によるネットワーク機能の強化と専門性の向上を図る。
- 関係機関と連携しながら、保護者からのニーズ・相談への適切な対応や養育へのサポートを行い、子育て家庭が孤立化しないよう支援を図り、児童虐待の防止に努める。
- 講演会・研修等の実施や定期的な広報活動により、子どもに関わりのある機関や団体及び地域住民等における児童虐待防止への取組促進や意識の向上を図る。

○高知市における児童虐待の現状(参考)

1ー①虐待相談(通告)・認定対応件数

	27年度	28年度	29年度	30年度
虐待相談(受付)件数	218	177	197	221
虐待認定対応件数	124	125	151	157

1ー②虐待種類別件数

	27年度	28年度	29年度	30年度
身体的虐待	62	36	50	72
心理的虐待	49	67	66	55
ネグレクト	13	20	34	29
性的虐待	0	2	1	1

○高知市における児童虐待の現状(参考)

1－③被虐待児年齢別件数

	29年度	30年度
0～3歳未満	35	47
3歳～6歳	74	39
7歳～12歳	60	58
13歳～15歳	7	8
16歳以上	2	5

1－④虐待者別件数

	27年度	28年度	29年度	30年度
実父	51	50	62	71
実父以外の父親	9	4	11	9
実母	54	57	71	71
実母以外の母親	1	1	1	1
その他	9	13	6	5

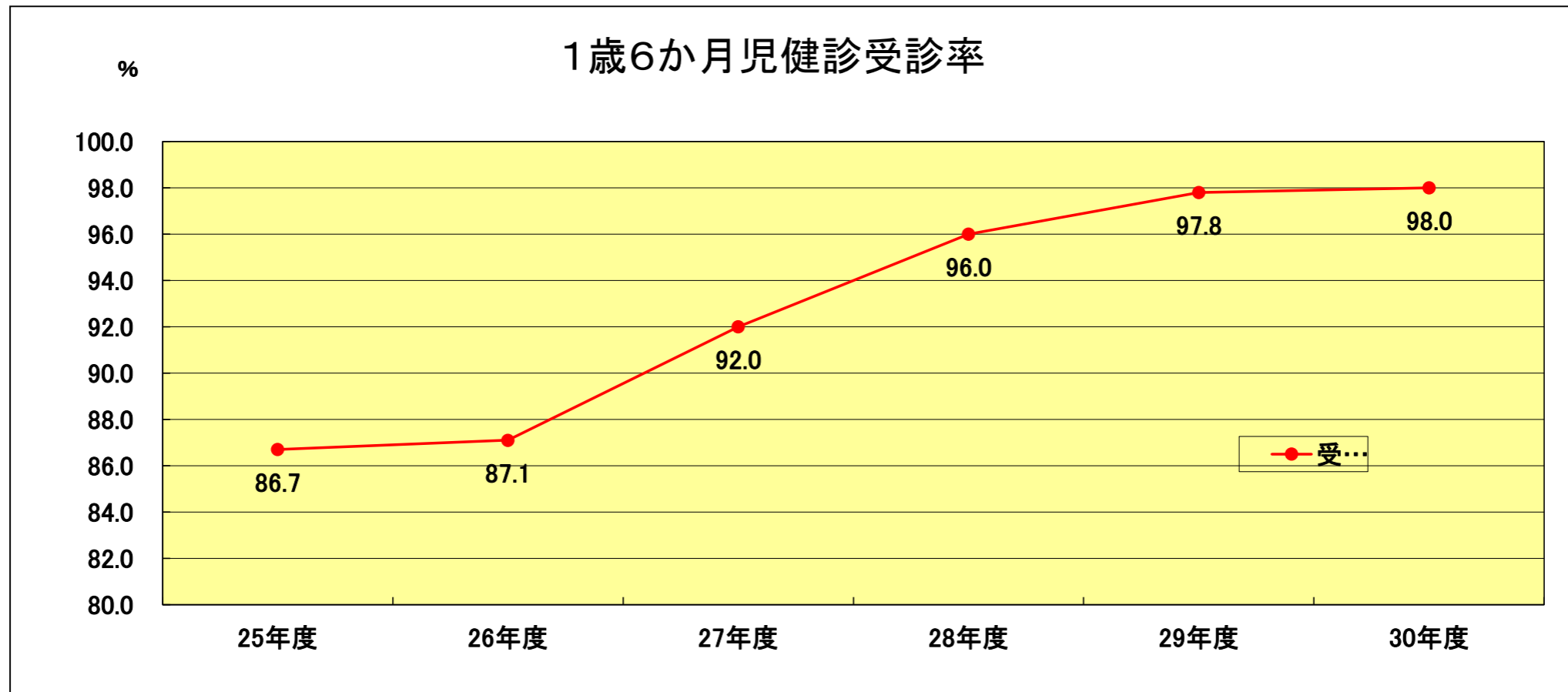
重点施策

⑤障害児支援の充実

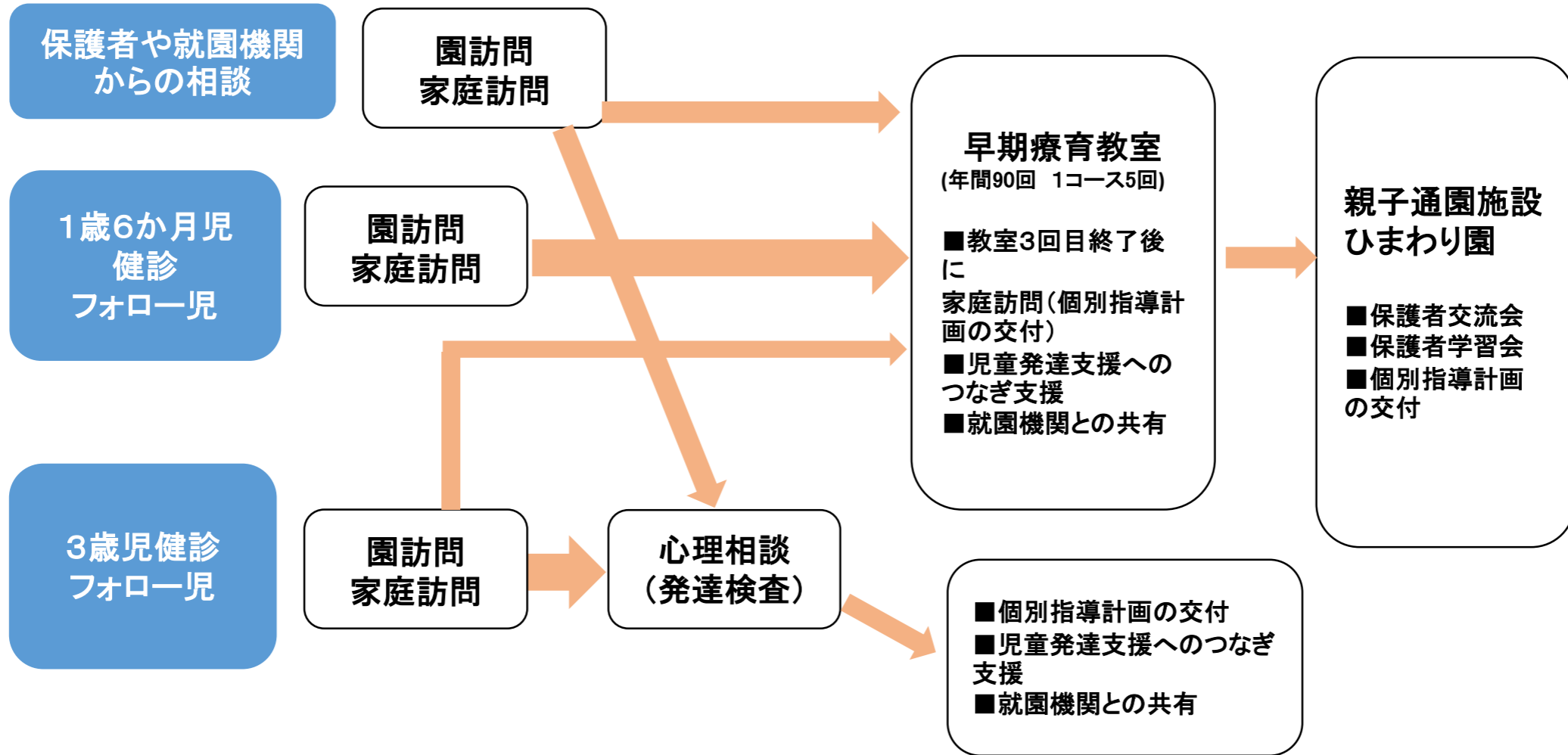
- 発達障害児の早期発見・早期療育支援体制
- 在宅障害児の支援体制の推進
- サポートファイルの活用推進

○ 早期発見・早期療育支援体制(母子保健課)

1歳6か月健診における早期発見への取り組み



○ 早期発見・早期療育支援体制(子ども発達支援センター)

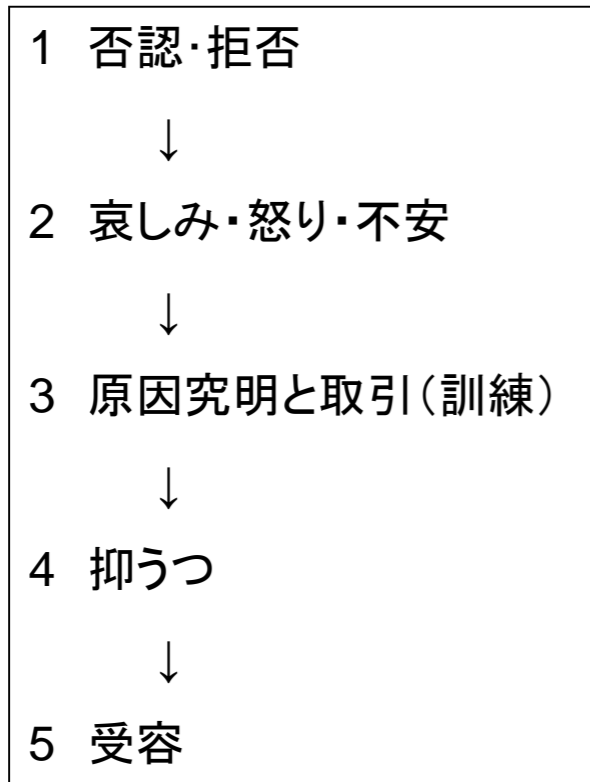


○ 早期発見・早期療育支援体制(子ども発達支援センター)

児の特性を受止めるということ...

受容へ向かう過程・表出の仕方・受容するまでの時間は人それぞれです

➡ 保護者の気持ちに寄り添う支援を大切に～



- 健診フォローで子ども発達支援センターに相談がきたケースは全数家庭訪問を実施し、保護者の気持ちを傾聴し、子育ての相談に応じている。
- 早期療育教室では、全5回コースの3回目終了後に再度家庭訪問を実施し、個別指導計画を交付
- 就園している児童については、教室利用前に園訪問を実施し、園での様子を保護者と共有
- 保護者の了解を得られたケースは、就園機関と個別指導計画を共有
- 保護者の様子により、心理士相談、専門医相談、親子通園ひまわり園等を組み合わせながら対応

○ 在宅障害児の支援体制の推進(親子通園ひまわり園)

○子ども発達支援センター機能強化

○親子通園施設ひまわり園

親子通園施設ひまわり園「ゆったりっこ」(H27～)

■目的

発達課題に応じたプログラムを設定することにより効果的な発達支援を行う
保護者同士の交流を図りながら、心情面のサポートを行う

■対象

心身障害をもつ児とその保護者
乳児期から参加可能

■定員

8～10人程度

■登録児数

8人(令和元年11月末現在)

(先天性疾患, 染色体異常, 脳性麻痺, 発育発達の遅れ等)

■実施頻度

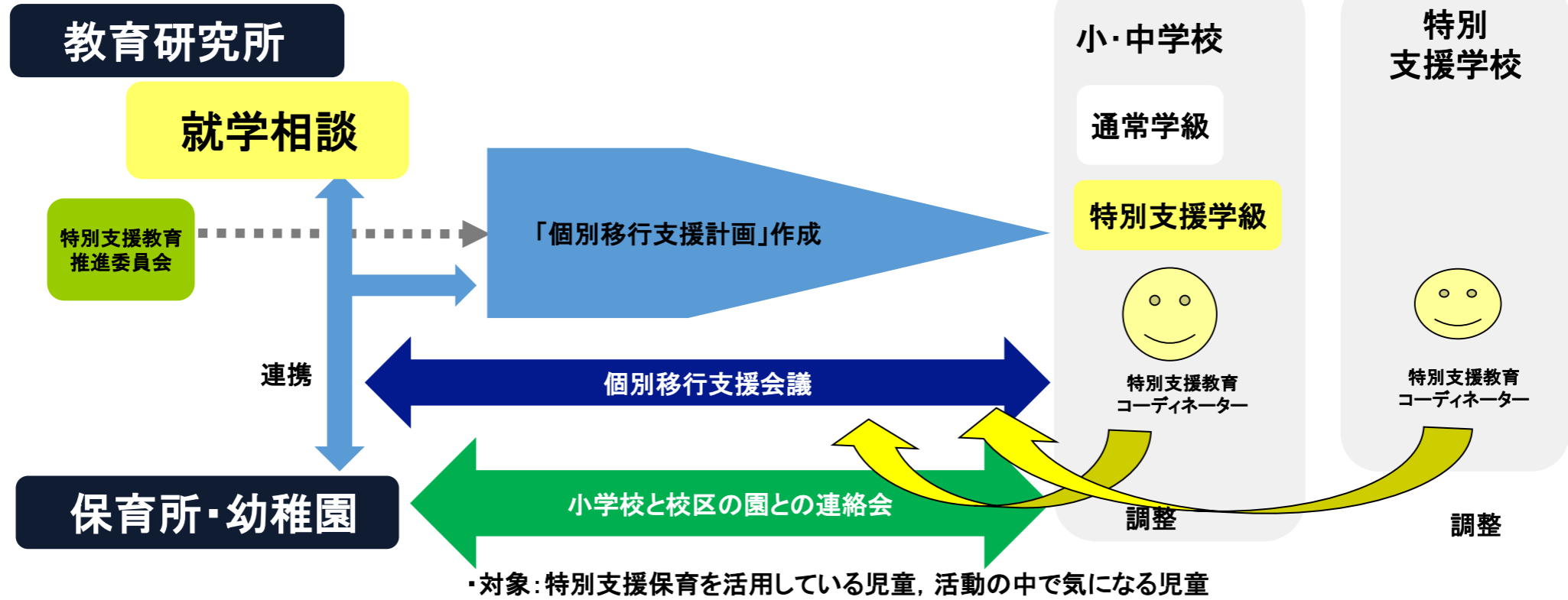
月3～4回

■スタッフ

保育士, 保健師, 理学療法士

○ サポートファイルを効果的に活かした関係機関との連携（関係各課）

図4 就学前の支援が必要な児童の支援体制



【参考】 年長児のサポートファイル所持率
※就学相談時の所持率

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
率	41.6%	48.7%	50.7%	55.9%	52.4%	45.7%

今後の方向性

- 1 子ども発達支援センターでは、発達障害の疑いのある児の早期発見・早期療育の体制を整えてきました。子ども発達支援センターの事業の利用を経て、児童発達支援サービスにつながるケースも増えており、今後はさらに関係機関と連携し、センターの充実を図ります。
- 2 在宅障害児の支援体制の推進として、開始から5年目となるひまわり園「ゆったりっこクラス」は、早期支援の場となっており、今後も関係機関と連携し、内容の充実を図ります。
- 3 障害児への切れ目のない一貫した支援を実現するためのツールとして作成した「サポートファイル」の機能を十分活かすために、今後も引き続き活用推進の取組を進めていきます。

重点施策

⑤ 障害児支援の充実

- 相談支援体制
- 小学校就学前の子どもに対する早期支援
- 放課後や休日・長期休業への支援
- 卒業後に向けた支援

障がい福祉課

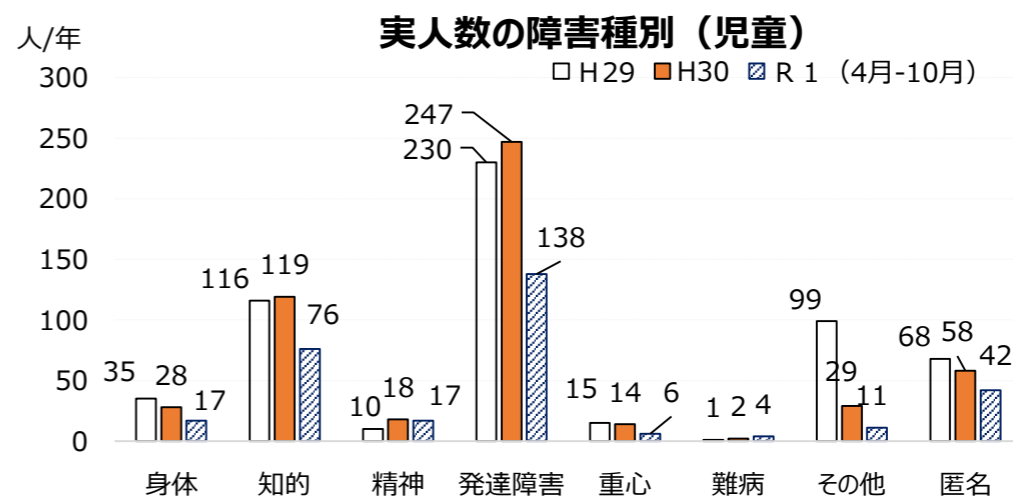
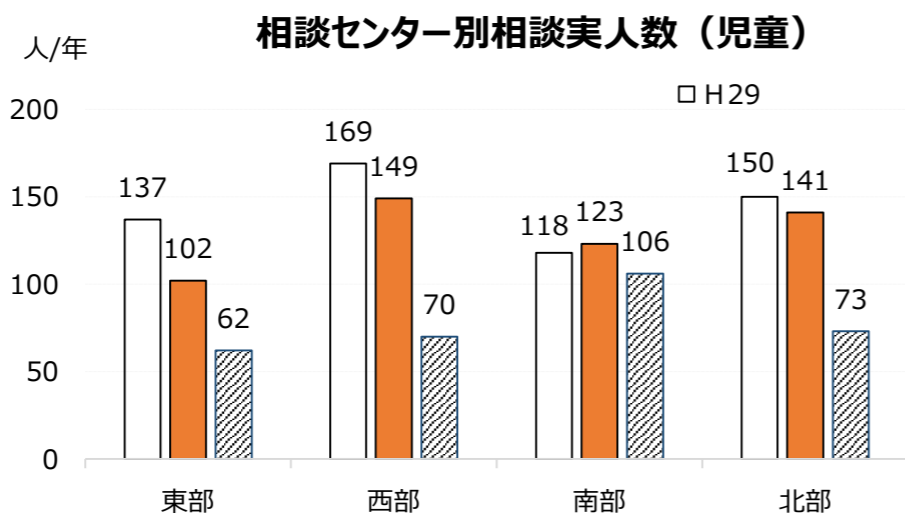
○ 相談支援体制について

障害者相談センター(委託)

東西南北の4地域に障害者相談センターを設置し、障害のある方や障害のある子どもの生活やサービスの利用等に関する総合的な相談窓口です。

●年間相談実人数(児童)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度4月～10月
相談実人数(児童)	574人	515人	311人



○ 相談支援体制について

指定障害児相談支援事業所，指定特定相談支援事業所

障害福祉サービス又は障害児通所支援の利用申請をする場合，利用計画書の提出が必要です。

指定相談支援事業所の相談支援専門員が，障害のある子どもの心身の状況や環境，また保護者の意向などを考慮して利用計画を作成するとともに，サービス提供事業所などとの連絡・調整や，一定期間ごとに利用計画が適切であるかどうかのモニタリングを行い，必要に応じて見直しを行うなどの援助を行います。

●指定相談支援事業所数

	H29年度末	H30年度末	令和元年度10月末
指定特定相談支援事業所	33 箇所	34 箇所	37 箇所
指定障害児相談支援事業所	21 箇所	22 箇所	26 箇所

●令和元年10月末時点での障害児通所支援決定者の利用計画作成状況

決定者数	指定相談支援事業所作成	セルフプラン
901 人	701 人	200 人

●障害者相談センターの相談員がセルフプランの作成支援を行っています。また、障害者相談センターの相談員や指定相談支援事業所の相談支援専門員の専門性を高めるため，面接技法の研修や意見交換会，計画作成におけるポイントを共に学ぶ全体研修を実施しました。

○小学校就学前の子どもに対する早期支援

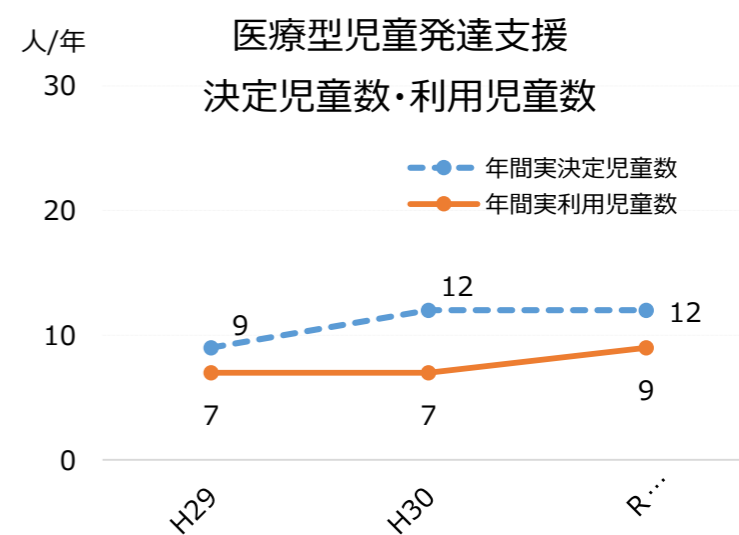
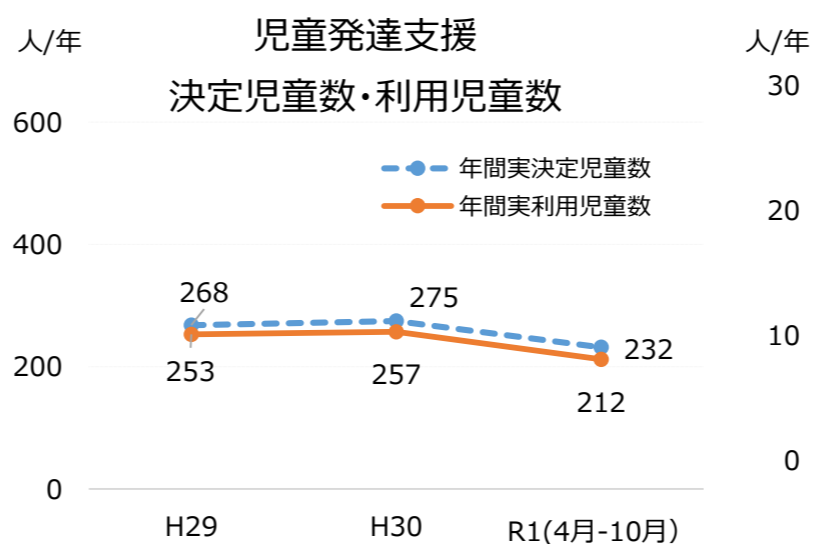
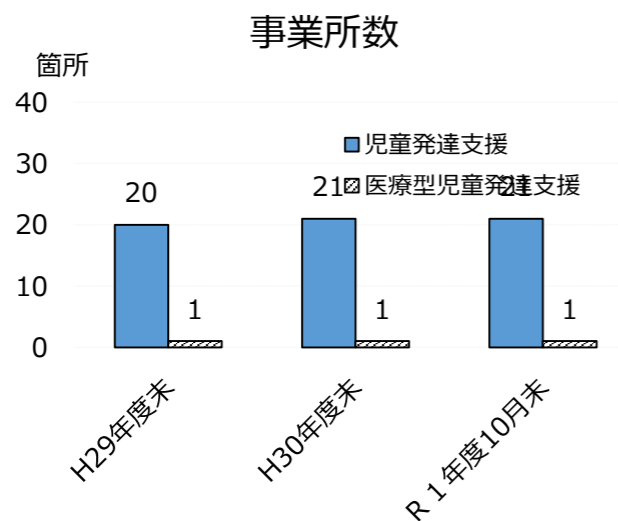
児童発達支援事業

療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児が対象です。日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。

医療型児童発達支援事業

未就学児であることに加え、肢体不自由(上肢, 下肢又は体幹の機能障害)があり, 理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要である認められた障害児が対象です。上記の児童発達支援及び治療を行います。

(実施状況)

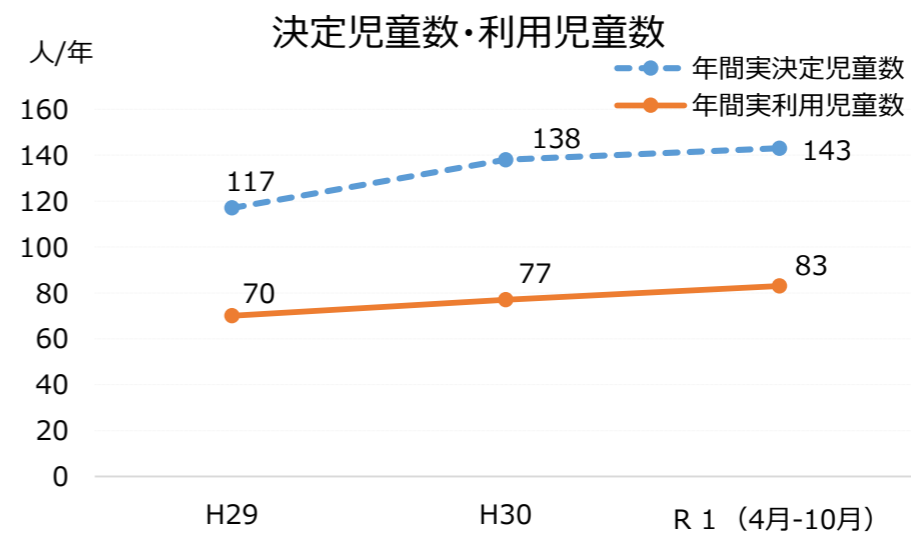
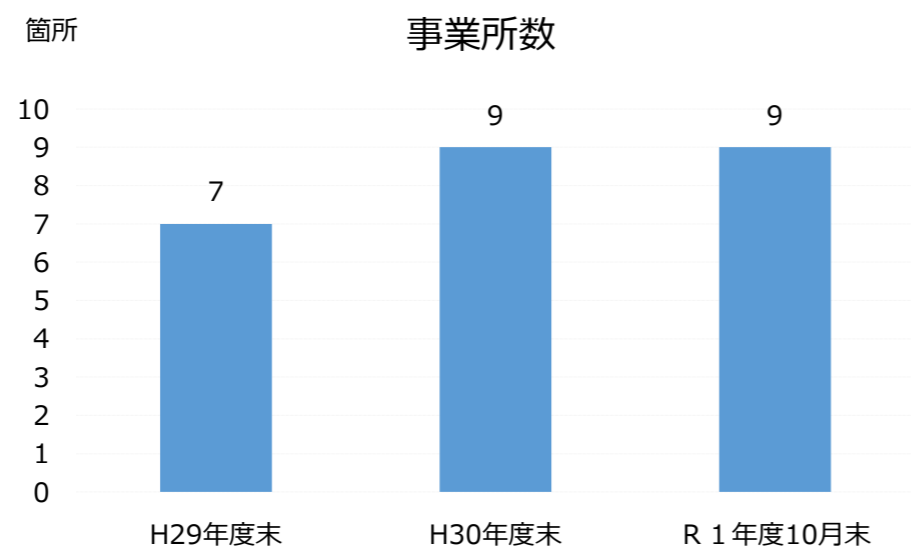


○小学校就学前の子どもに対する早期支援

保育所等訪問支援事業

保育所や幼稚園，小学校に在籍している障害のある児童に対し，当該施設に保育所等訪問支援事業所の職員が訪問し，集団生活に適応するための支援やその必要な支援を行います。

(実施状況)

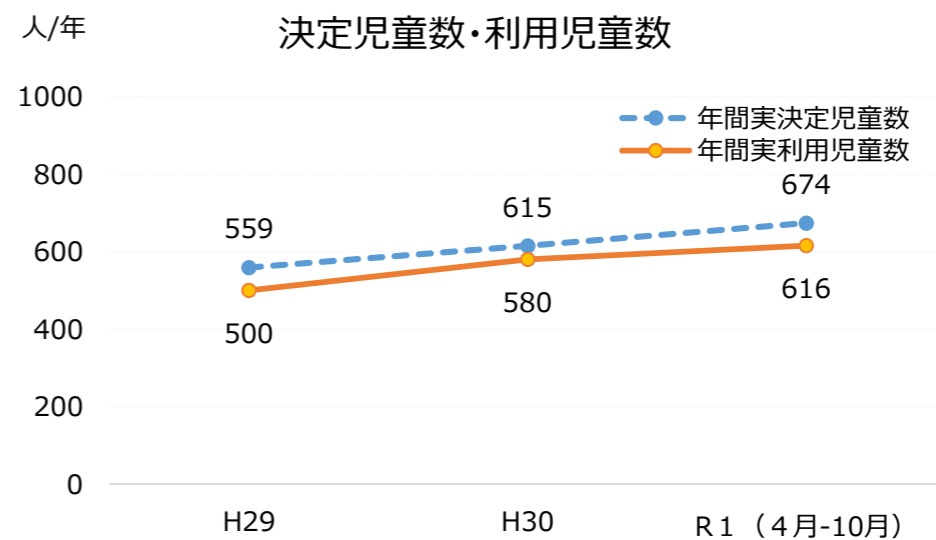
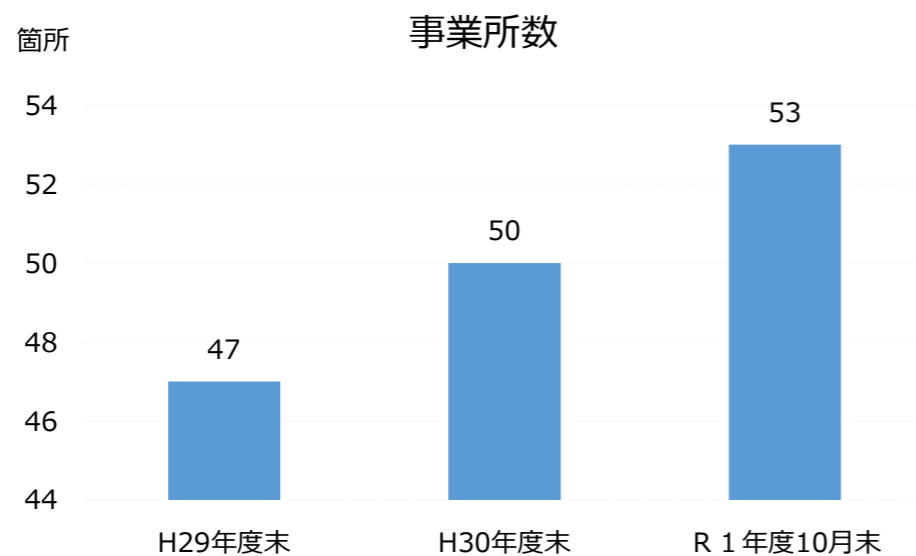


○放課後や長期休暇への支援

放課後等デイサービス事業

授業の終了後、又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等の支援を行います。

(実施状況)



○放課後や長期休暇への支援

障害児長期休暇支援事業

特別支援学校の長期休暇中に、スポーツや創作活動等の文化的活動・日常生活動作の援助を行うことにより、障害児やその保護者の地域生活を支援します。

(実施状況)

	H29年度 (7/25～8/29)	H30年度 (7/23～8/29)	令和元年度 (7/23～8/28)
高知市立特別支援学校	3人(延 41人)	3人(延 47人)	0人(延 0人)
高知大附属特別支援学校	9人(延110人)	8人(延109人)	5人(延 72人)

障害児通所支援の事業所数及び利用状況等（再掲）

●障害児通所支援 事業所数

	H29年度末時点	H30年度末時点	令和元年度10月末時点
児童発達支援事業所	20 箇所	21 箇所	21 箇所
医療型児童発達支援事業所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
保育所等訪問支援事業所	7 箇所	9 箇所	9 箇所
放課後等デイサービス事業所	47 箇所	50 箇所	53 箇所

●障害児通所支援 実決定児童数及び実利用児童数 ※（ ）内の数字が実利用児童数

	H29年度	H30年度	令和元年度(4月～10月)
児童発達支援	268人 (253人)	275人 (257人)	232人 (212人)
医療型児童発達支援	9人 (7人)	12人 (7人)	12人 (9人)
保育所等訪問支援	117人 (70人)	138人 (77人)	143人 (83人)
放課後等デイサービス	559人 (500人)	615人 (580人)	674人 (616人)

○ 卒業後に向けた支援

○ 特別支援学校進路相談会に参加

保護者や関係機関とともに児童・生徒の情報共有や進路に向けた検討を行っています。
平成30年度は19回、令和元年度10月末現在25回参加しました。

○ 就労アセスメントの実施

卒業後に就労継続支援B型事業の利用を検討する特別支援学校高等部2年生を対象。
就労アセスメントを実施し、その評価について本人、保護者、学校、相談支援事業所、就労移行支援事業所とともに確認を行っています。

※ 就労継続支援B型とは、企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上や維持を図るための訓練を行うサービスです。

※ 就労アセスメントとは、障害のある方の就労について、専門性のある就労移行支援事業所の職員が、県内統一アセスメントシートを用いて本人の就労に関する作業能力などを観察し就労能力を評価します。

○ 今後の方向性

○ 指定相談支援事業所を中心にサービス担当者会を開催し、支援方針の確認や評価・見直しを行っています。障害のある子どもやその家族の生活を支援するにあたっては、適切なサービス提供や関係機関等との連携が必要であるため、引き続き相談支援専門員の質の向上に取り組んでいきます。

また、地域の相談機関である障害者相談センターや障害福祉サービスの周知について特別支援学校や障害者団体、サービス提供事業所等で研修を実施しました。今後もさまざまな機会を通じて周知を行っていきます。

○ 放課後や長期休暇を支援する放課後等デイサービス事業所は令和元年度においても微増がみられ、利用児童についても増加しています。

それぞれの子どもの障害特性や発達に沿った支援が行えるよう、事業所職員のスキルアップを関係機関と連携し取り組んでいきます。

○ 卒業後に向けて就労アセスメントの実施や進路相談会へ参加をしています。卒業時は制度の切り替えや支援者の変更、環境の変化等があります。支援が途切れることなく次の機関へつながるよう丁寧に支援を行っています。

4

施策体系

基本理念

基本方針

◇は重点施策

希望あふれる未来に向けて みんなで支え育ちあう子ども・子育て支援のまちづくり

全ての子どもがすくすくと
健やかに育つまち

子どもの誕生と成長に
喜びを感じるまち

みんなで子どもと子育てを
支えるまち

1 子どもの誕生と健康への支援の充実

- 1-1 ◇健やかな子どもの誕生への支援
- 1-2 子どもの健康管理
- 1-3 思春期の健康づくり
- 1-4 食育の視点からみた健康づくりへの支援
- 1-5 小児救急医療体制の確保

2 幼児期における教育・保育の充実

- 2-1 利用希望に沿った教育・保育の提供
- 2-2 ◇より質の高い教育・保育の推進

3 子育てしやすい環境の整備

- 3-1 ◇地域ぐるみの子育て支援のまちづくり
- 3-2 ◇子育て支援体制の充実
- 3-3 多様な保育サービスの充実
- 3-4 男女ともに仕事と育児が両立しやすい環境づくり
- 3-5 子育て家庭にやさしい生活環境の整備
- 3-6 地域の実状に応じた子育て支援等の研究・推進

4 専門的な知識及び技術を要する支援の充実

- 4-1 ◇児童虐待の発生予防
- 4-2 要保護児童への早期対応
- 4-3 ◇障害児支援の充実
- 4-4 ひとり親家庭やさまざまな家庭への支援

5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備

- 5-1 生きる力の育成に向けた教育
- 5-2 子どもの健全育成
- 5-3 家庭や地域の教育力の向上



5

重点施策

重点施策① 健やかな子どもの誕生への支援

《概要》 妊娠期の適切な母体管理のため、若い女性の健康への意識を高め、妊婦健康診査の重要性の啓発や早産の恐れのある妊婦への支援を行うとともに、妊娠期からの関わりにより出産・子育て期への切れ目のない支援につなげていくため、必要な情報の提供や支援を行う体制を整備します。

重点施策② より質の高い教育・保育の推進

《概要》 幼稚園教育要領，保育所保育指針，幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿った教育・保育の実施に取り組むとともに、研修の実施などによる職員の資質向上，教育・保育施設と地域型保育事業者の連携や，幼稚園，保育所，認定こども園と小学校の連携・交流に取り組みます。

重点施策③ 地域ぐるみの見守り・子育て支援体制の充実

《概要》 子育て家庭が地域の中で孤立しないよう，地域ぐるみの見守りや地域での支え合い活動，地域における連携体制の仕組みづくりを推進するとともに，地域子育て支援センター^{※7}の整備や相談機能の充実，子育てに関する重層的な相談支援体制の構築により子育て支援体制の充実を目指します。

重点施策④ 児童虐待の発生予防

《概要》 子育て家庭の育児力の向上，育児の負担感や孤立感の軽減のため，保健指導の必要な家庭への母子保健活動の実施や，相談支援などの取組の重層的な実施により児童虐待の発生予防につなげていくとともに，虐待予防に関する広報・啓発活動の実施，関係機関との連携強化などに取り組みます。

重点施策⑤ 障害児支援の充実

《概要》 障害のある子どもの健やかな成長・発達のため，将来を見通した切れ目のない支援となるように，早期発見・早期療育システムの充実やサポートファイル^{※8}を効果的に生かした関係機関との連携に取り組むとともに，子ども一人ひとりの発達や障害の特性に応じた支援の充実に取り組みます。

1 子どもの誕生と健康への支援の充実

1-1 健やかな子どもの誕生への支援【重点施策①】

現状と課題

妊娠・出産・産じょく期^{※9}は、生まれてくる子どもの健やかな成長や、母親、家族などの健康な生活のために大切な時期です。この時期を安全に過ごすためには、妊娠前から母体の健康管理の重要性を理解し、健康な生活習慣を身につけるとともに、妊娠早期から医学的管理と保健指導を受けることが大切です。

しかし、妊娠 20 週以降の届け出は 1.9%（平成 25 年度）、飛び込み出産は 3 件（平成 25 年度）ありました。また、本市における平成 24 年の低出生体重児出生率（出生百対）は 11.6 と全国の 9.6 と比べて高い状況にあります。医療現場からは、「定期受診をしない妊婦への対応に困っている」という声もあり、妊娠期における健康管理の重要性の周知や、ハイリスク妊婦^{※10}への支援、また、妊婦に対する周囲の理解を促進させ、妊婦健康診査を受けやすい環境づくりが課題となっています。

早産のリスク要因としては、妊娠に関する要因（早産歴・流産歴等）、多胎妊娠、感染、生活習慣などが挙げられます。これら早産のリスクを妊婦自身が理解し、早産予防のために自らの健康管理に努めるとともに、適切な時期に医学的管理と保健指導が受けられる体制が必要です。

平成 24 年に実施した「高知市健康づくりアンケート（一般用）」によると、20 歳代女性の朝食欠食率は 32.4%とほかの年代と比べて高い傾向がみられました。同じく 20 歳代女性の喫煙率は 12.8%でした。また、歯周病が与える早産や低体重児出生などの妊娠への影響についての周知率は、女性でも 38.9%と低い現状です。体型に関する主観的見方については、体重と身長から算出した BMI^{※11}で“やせ”に判定される人のうち、自分の体型をどのように思っているかの質問には「普通」「やや太っている」「太っている」と答えた割合が 20 歳代、30 歳代女性で高くなっています。さらに、子宮頸がん検診受診率は 20 歳代で 34.3%、30 歳代で 46.2%であり、これらの結果から若い女性の健康への意識づけが課題となっています。

本市では女性健診、子宮頸がん検診を実施しています。また、妊娠期の健康管理として、妊婦一般健康診査^{※12}の公費助成（14 回）や訪問指導等を実施しています。

不妊等で悩んでいる夫婦への支援については、不妊治療に伴う経済的な負担の軽減や相談支援を行っています。不妊治療費助成事業^{※13}については、平成 16 年度からは医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成しています。平成 19 年度に制度改正等があり、単年度当たりの助成回数が 2 回となり所得制限も緩和されました。制度を活用される方は増加傾向となっており、平成 25 年度には 347 件の申請がありました。



今後の方向性

- ① 妊娠期に適切な母体管理ができるよう医療機関との連携を強化し、妊婦健康診査の重要性の啓発や早産の恐れのある妊婦への支援を行います。
- ② 妊娠期からの関わりにより、出産・子育て期への切れ目のない支援につなげていくために、母子健康手帳交付時の専門職による面接を始め、必要な情報提供や支援が行える体制を整備していくとともに、気軽に相談できる存在として母子保健コーディネーター等の配置を進めます。
- ③ 喫煙、飲酒、歯周病などの知識の普及や啓発を行うことにより、若い女性の健康への意識を高め、早産予防などにつなげていきます。
- ④ 不妊に悩む人への支援については、今後も国の動向を見ながら不妊治療費助成事業を継続します。

[主な関連事業等]

- ・母子健康手帳交付（交付時における面接や健診に関する啓発を含む。）
- ・妊婦健康診査（妊婦一般健康診査）
- ・家庭訪問
- ・子育てひろば（妊娠中の悩み事などの相談への支援を含む。）
- ・継続看護連絡票
- ・不妊治療費助成事業
- ・早産リスク要因や予防についての啓発（食習慣、喫煙、飲酒、歯周病など）
- ・子育て応援ブック^{※14}
- ・利用者支援事業（母子保健型）
- ・パパママ教室

[施策関係課]

母子保健課，健康増進課

※9 産じょく期

産じょく（産褥）とは、「妊娠及び分娩を原因として、発生した性器並びに全身の変化が、妊娠前の状態に戻る期間」の事で、その期間とは一般に6週間から8週間とされる。

※10 ハイリスク妊婦

医学的もしくは社会的理由により、母児のいずれかまたは両者に重大な予後が予想される妊婦。

2-2 より質の高い教育・保育の推進【重点施策②】

現状と課題

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、保護者が家庭において子どもと十分な関わりを持ち、より良い親子関係を形成していくことが重要ですが、認定こども園等の教育・保育施設を利用する子どもの割合が5歳児では全体の約9割を超えていることから、家庭における関わりだけでなく、これらの施設等が果たしている役割も大変重要です。

一方、少子化の進行など子育てを取り巻く環境の変化による家庭や地域の養育力の低下が指摘されており、認定こども園等においては、教育や保育を行うだけでなく、保護者の子育てに対する不安や孤立感などを和らげ、子どもと向き合う環境づくりを支援していく役割も求められています。

また、幼児期においては、遊びや生活を中心とする教育や保育が展開されていますが、小学校に入学すると、子どもたちは環境や生活の違いにとまどいを感じ、授業中に座ってられない、集団行動がとれないといった不適応状況に陥る場合があります、それが学級全体に波及して授業が成立しなくなる状態（小1プロブレム）が発生している学校もあります（平成25年度10%）。子どもたちの学びと育ちを豊かにつなぎ、学びの基礎力を育み、小1プロブレムを予防するためには、幼児教育と小学校教育に携わる教職員が、それぞれの役割を果たしつつ、連携することが不可欠です。

そこで、本市では「幼児教育推進協議会^{※35}」を設置し、認定こども園等・小学校・中学校・行政が連携の在り方等について協議を行っています。また、平成25年1月に策定した「のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム^{※36}」をもとに、平成25年度から8つのモデル地区（8小学校・22園）を指定し、「人をつなぐ」「組織をつなぐ」「教育をつなぐ」実践を行い、平成26年1月には「保・幼・小連携実践事例集^{※37}」と「アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム^{※38}事例集」を作成・配付して、連携と接続の推進に取り組んでいます。平成27年4月から子ども・子育て支援新制度においても、これまで以上に連携のための取組を促進する必要があります。

また、教育・保育の質の向上のため、従来の研修の充実に加え、新制度における幼保連携型認定こども園教育・保育要領や新たな職員資格となる保育教諭に対する研修について実施体制の整備を図る必要があります。

今後の方向性

- ① 幼稚園教育要領や保育所保育指針、また幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って、幼児期の教育・保育が行われるよう取り組みます。また、家庭環境や保育を行う上で配慮が必要とされる児童や家庭への支援については、全ての子どもの育ちを社会全体で応援していく考えに立ち、家庭や関係機関と連携を図りながら継続的に取り組むとともに、家庭環境や発育状況に配慮した、よりきめ細かな保育の推進に努



めます。

- ② **〈教育・保育施設及び地域型保育事業者の連携の推進に関する内容〉** 家庭的保育事業者等の連携施設（教育・保育施設）については、高知市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第7条に、事業者が適切に確保する義務を規定しています。確保が著しく困難な場合等で、一定の条件を満たす場合は、条例附則第3条で5年間の経過措置を設けており、経過措置期間中に市による調整を実施します。
- ③ **〈幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援に関する内容〉** 幼稚園教諭と保育士の合同研修については、高知県と連携を図りながら取組を推進します。
- ④ **〈認定こども園等、小学校等との連携の推進に関する内容〉** 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校学習指導要領などに基づき認定こども園等と小学校との積極的な連携・交流を図ります。また、認定こども園等における「アプローチカリキュラム」、小学校における「スタートカリキュラム」の普及と質の向上に努めます。

[主な関連事業等]

- ・職員に対する研修
- ・家庭支援推進保育事業
- ・私立幼稚園運営等に関する補助金
- ・のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム
- ・保・幼・小連携推進地区指定事業

[施策関係課]

保育幼稚園課，学校教育課

※35 幼児教育推進協議会

保育所・幼稚園・小学校・中学校の代表が校種の違いや管轄の違いを乗り越えて子どもたちの学びと育ちを健やかにつなぐための会議

※36 のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム

保・幼・小をつなぐ取組として、「人をつなぐ」・「教育をつなぐ」・「組織をつなぐ」の3つのアプローチを提案したもの。

※37 保・幼・小連携実践事例集

のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラムをもとに、8推進地区における保・幼・小連携の取組内容をまとめたもの。

3 子育てしやすい環境の整備

3-1 地域ぐるみの子育て支援のまちづくり【重点施策③】

現状と課題

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などを背景として、子育てに悩みや不安を抱え、地域から孤立した子育て家庭が増えています。

平成 16 年度から地域の子育て支援の拠点として「地域子育て支援センター」の設置を開始し、現在は 10 か所において、親子のふれあいの場を提供しながら、育児への支援を通して、保護者の孤立化を予防するとともに、育児相談等の幅広い活動を行っています。子育て家庭を地域で支えていく観点から、今後も身近な地域の子育て支援の拠点として保健所等の関係機関との連携を深め、活動を拡充していくことが必要です。

地域の中には、地域子育て支援センターを始め、認定こども園等での「園庭開放」や「子育て相談」、地区社会福祉協議会^{※39}や地区民生委員児童委員^{※40}協議会等が実施している「子育てサロン^{※41}」、保護者同士が自主的に交流する「子育てサークル」等の子育てを支える資源が豊富にあります。しかしながら、子育て中の保護者が、実際にこれらの中から自分に合った支援や活動を選び、活用できていない現状があると考えられます。自ら子育てに関する情報収集をして活用できる保護者ばかりでなく、誰かの声かけや後押しが必要な保護者もいることから、それぞれの保護者の実情に応じたきめ細やかな支援が求められています。

また、平成 25 年 3 月に策定した「高知市地域福祉活動推進計画」では、誰もが安心して暮らせる支え合いのあるまちづくりを基本理念として、住民主体の支え合い・助け合いの活動の仕組みづくりを支援しています。

今後は、地域における子育てに関するさまざまな資源を、保護者がそれぞれのニーズに合わせて積極的に活用することができるような仕組みづくりを行うとともに、地域ぐるみの見守りや声かけ、あるいは関係機関や地区組織、当事者を含めた地域の人々等とも連携してまちづくりに取り組む必要があります。

今後の方向性

- ① 子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、「地域ぐるみの見守り」と地域での支え合い活動を推進します。
- ② 地域子育て支援センターや地域の中で核となる民生委員・児童委員、認定こども園等、サークルやボランティア等が効果的な連携体制がとれるような仕組みづくりを地域密着の視点で進めます。



[主な関連事業等]

- 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- 子育てサークル支援事業
- 子育てパートナー^{※42}支援
- ファミリー・サポート・センター事業^{※43}
- 乳児家庭全戸訪問事業（再掲）
- 高知市地域福祉活動推進計画に基づく地域福祉活動の推進

[施策関係課]

子ども育成課，保育幼稚園課，母子保健課，健康福祉総務課

※39 社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした，営利を目的としない社会福祉法人。昭和26（1951）年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されている。地域住民のほか，民生委員・児童委員，社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者，保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと，地域の人々が，住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し，さまざまな活動を行っている。

※40 民生委員児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受けたボランティアの一員。地域の中でいろいろな相談に応じたり，適切な支援を行うなど，地域福祉の推進に努めている。

※41 子育てサロン

地域の子育てのために，地域が主体となって運営する，子育て家庭の親子が気軽に自由に集える交流の場。

※42 子育てパートナー

市内の公立保育所の子育て相談や地域子育て拠点施設において，市に登録している無償ボランティア（子育てパートナー）が絵本の読み聞かせや事業実施時の託児，子育て相談の事業補助等を行うもの。

※43 ファミリー・サポート・センター事業

仕事と育児の両立を支援するため，育児援助サービスを受けたい依頼会員と育児援助サービスを提供できる援助会員の両方を募集し，相互に援助活動を行う有償ボランティア組織の事業。

3-2 子育て支援体制の充実【重点施策③】

現状と課題

子育て支援は、子どもや子育て家庭の置かれている状況によって、求められている内容が異なります。このため、それぞれの状況に応じた子育て支援を受けることができるように、切れ目なく安定的に提供できる体制が必要となってきます。

身近な場所において子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進を行う子育て支援の拠点としての「地域子育て支援センター」は、平成 24 年度までに 10 か所設置しました。地域別には、西部 4 か所、南部 4 か所、東部 1 か所、北部 1 か所となっており、東部・北部地域での整備が必要となっています。また、絵本の読み聞かせなどを通じて親子のふれあいを深める「親子絵本ふれあい事業」は、平成 25 年度は地域のふれあいセンターなど 16 か所で実施しています。

そのほか、保護者の就労等の理由により、子どもを一時的に施設等で預かる体制の充実も必要となっています。

相談支援については、気軽に相談できる場として市内 2 か所で保健師、栄養士等による子育てひろばを実施しているほか、子どもの発達に関する相談支援や子ども家庭相談員による児童家庭相談等を行っています。

これらの子育て支援に関する情報の入手方法については、本市が実施した「高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（平成 25 年度調査）によると、高知市広報や保育所・幼稚園の先生からという回答が多くを占めていますが、本市発行の子育てに関する刊行物から情報を入手したという回答が 5 年前の調査と比較して減少するなど入手方法が多様化していると考えられ、子育て中の保護者のニーズに対応した情報発信方法について検討が必要となっています。

今後の方向性

- ① 子育て支援の拠点整備については、東部・北部地域における地域子育て支援センターの設置を視野に入れた検討を行うとともに、情報提供機能や相談機能の充実に向けた取組を進めます。
- ② 相談支援については、個別の支援だけではなく、保護者同士の交流の場を設け、グループダイナミクス^{※44}（集団力学）を活用した支援方法の導入を地域の子育て関係機関と協働実施しながら、ノウハウを蓄積するとともに重層的な支援体制の構築を目指します。
- ③ 子育てに関する情報発信については、既存の刊行物について役割を整理するなど見直しを行うとともに、効果的かつ効率的な発信方法に取り組みます。



[主な関連事業等]

- ・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）（再掲）
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ・子育て短期支援事業（トワイライトステイ）
- ・親子絵本ふれあい事業
- ・児童家庭相談
- ・一時預かり事業（幼稚園）
- ・一時預かり事業（その他）
- ・子育てひろば（再掲）
- ・子育て応援ブック（再掲）
- ・こうちし子育てガイド ぱむ

[施策関係課]

子ども育成課，保育幼稚園課，母子保健課，子ども家庭支援センター

※44 グループダイナミクス

Groupdynamics(集団力学)とは、集団における人々の機能や構成員の行動に影響を及ぼす条件、あるいは思想や行動パターンなどの集団面に働く力を研究する学問領域のこと。具体的には集団構造で最も良い生産性を高める方法を探ったり、集団的行動を変化させる方法を探ったりすること。

4

専門的な知識及び技術を要する支援の充実

4-1 児童虐待の発生予防【重点施策④】

現状と課題

児童虐待は、虐待を受けた子どもの一生を左右するものであり、その子どもの将来の子育てにまで影響を与えていると言われています。

虐待を引き起こす要因としては、親自身の被虐待歴、望まない妊娠・出産、親としての自覚が十分でないことによる知識や行動等の不備、子育てに対する不安・ストレス、育児力の低さなどの「親の要因」、子ども自身の発達遅れや疾病、障害等の「子どもの要因」、また、経済的困窮、DVなどによる夫婦関係の不安定さ、相談相手や支援者の不在、地域からの孤立などの「家庭の要因」があると考えられています。

これらの要因があるからといって、必ずしも虐待につながるわけではありませんが、虐待の発生を予防するため、これらの要因を抱える養育者を早期に把握し、適切な支援につなげ、できる限り子どもの身体・知的発達や情緒的発達等への影響を防いでいくことが重要です。

平成25年に厚生労働省が発表した心中以外の虐待死事例の報告では、妊娠期・周産期の問題として、妊婦健診未受診（36.2%）、望まない妊娠や計画していない妊娠（31.0%）、若年（10代）妊娠（24.1%）という結果が報告されており、医療機関と連携した対応が必要です。また、死亡した子どもの年齢では0歳が約4割を占めていることから、虐待を引き起こす要因を抱える養育者を妊娠期や乳児期早期に把握することが重要となっています。

本市においては、妊娠期の相談支援や、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、指導・助言等により養育能力を向上させるための支援を行う養育支援訪問事業^{※48}により、虐待の発生を予防する取組を行っています。

これらの取組と併せて、保健・福祉サービスの実施機関や教育機関などの子どもに関係する機関等が連携して、養育支援について検討が必要な家庭の早期把握に努める必要があります。特に、行政機関の関与に拒否的な家庭、保健・福祉サービス等を合理的な理由なく利用しない家庭、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭などは、虐待発生のリスクが高いと考えられており、これらの家庭における子どもの健康状態等の把握を行うとともに、関係機関において情報を共有しながら支援に結び付けていく必要があります。

また、市民及び子どもに関わる関係者が、児童虐待についての正しい理解と認識を深



めることができるよう、講演会や研修会の開催など広報・啓発活動を実施し、地域社会全体で子育て家庭を見守るとともに、妊娠・出産・子育てに関する相談支援体制の強化が必要です。

今後の方向性

- ① 妊娠・出産・子育ての過程において把握した保健指導の必要な家庭について母子保健活動を継続的に実施するとともに、妊娠・出産・子育ての不安や悩みに関する相談支援などの取組を重層的に実施することにより、子育て家庭全体の育児力を高め、育児の負担感や孤立感の軽減を図り、児童虐待の発生予防につなげていきます。
- ② 児童虐待の早期発見・早期対応策として、虐待予防に関する正しい理解に向けた広報・啓発活動を継続実施するとともに、地域における虐待予防のネットワークづくりを進めます。
- ③ 子育てに関する相談支援体制の整備を進めるとともに、保健・福祉サービス事業や医療機関との連携強化、職員の資質や実践力の向上などを通して、要保護児童等の早期発見・早期対応に努めます。

[主な関連事業等]

- ・園庭開放・子育て相談事業
- ・一時預かり事業（幼稚園）（再掲）
- ・一時預かり事業（その他）（再掲）
- ・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）（再掲）
- ・児童家庭相談（再掲）
- ・児童虐待予防推進事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業^{※49}
- ・養育支援訪問事業
- ・親子絵本ふれあい事業（再掲）
- ・乳児家庭全戸訪問事業（再掲）
- ・継続看護連絡票（再掲）
- ・子育てひろば（再掲）
- ・離乳食教室（再掲）
- ・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査での啓発（再掲）
- ・産後ケア事業（再掲）

[施策関係課]

子ども育成課、保育幼稚園課、母子保健課、子ども家庭支援センター

4-3 障害児支援の充実【重点施策⑤】

現状と課題

昭和 23 年に施行された児童福祉法において障害のある子どもに対する支援が位置付けられ、その後、昭和 40 年代半ばには通園の制度化があり、最近では、平成 15 年度施行の支援費制度、平成 18 年度施行の障害者自立支援法や平成 24 年度施行の児童福祉法等の改正により各種制度の整備が行われてきました。このような中、本市の障害児支援については、障害のある子どもと家族への支援体制の充実を掲げて取組を行ってきました。

障害のある子どもの将来を見通した切れ目のない支援を行うために、総合相談窓口として平成 22 年 4 月に「子ども発達支援センター」を設置し、相談支援、関係機関との連携などに取り組んでいます。また、1 歳 6 か月児健康診査・3 歳児健康診査において早期に支援が必要と思われる場合には、関係機関への紹介・各種支援のつなぎを行っています。これらの取組により発達障害児の早期発見・早期療育支援体制が一定整備されましたが、早期発見に向けたさらなる取組や体制強化、親子通園施設ひまわり園の通園ニーズへの対応、医療的ニーズのある子どもへの支援などが必要となっています。

切れ目のない支援を行うために平成 21 年度から活用を開始したサポートファイルの所持率は増加していますが、入手方法が市役所への来庁などに限られており、記入内容については関係機関への周知が十分でない現状もあり、活用率は低く、今後は保護者と関係機関の双方が効果的に活用できる仕組みづくりが必要となっています。また、平成 27 年度から指定障害児相談支援事業所^{※52}による障害児支援利用計画^{※53}の作成が必要となることから、相談支援事業所の確保と機能を強化していく必要があります。

保育・教育における集団生活の中での一人ひとりの発達に応じた支援については、小学校就学前の支援、学校教育における支援、放課後や休日・長期休業時の支援、学校卒業後に向けた支援に取り組んできました。

小学校就学前においては、障害のある子どもや発達面で支援の必要な子どもの保育所、幼稚園、認定こども園等への入所・入園が増加しており、これまで以上に子どもに関わる職員、関係する部署・機関が連携して課題を共有するとともに、保護者の気持ちに寄り添いながら適切な支援につなげていく必要があります。また、この時期に早期療育を担う児童発達支援事業所^{※54}の不足からサービス利用の待機児が増加しており課題となっています。

小学校、中学校等においては、就学時の移行支援の仕組みや校内の支援体制が一定整備されてきていますが、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する相談件数が増加するとともに、その相談内容が複雑化・多様化してきています。通常の学級の児童生徒も含めた特別支援教育に対応していくための支援体制や、より適切な支援の充実が求められています。

放課後や休日・長期休業時の支援としては、放課後等デイサービスや日中一時支援事業などがあり、サービスを行う事業所数は増加してきていますが、家族のニーズに応じ



た利用ができる事業所等の増加が求められています。また、放課後児童クラブでは、障害特性について理解を深める研修や学校との連携を行っていますが、今後も一人ひとりの特性に応じた支援に取り組む必要があります。

卒業後に向けた支援については、各特別支援学校^{※55}で開催される進路相談会において個々の生活状況や校外実習の様子、卒業後の進路希望等を関係機関と把握し、必要な情報提供を行っていますが、平成 27 年度から全ての障害福祉サービス等の利用者にサービス等利用計画の作成が必要となる中で、関係する事業所の増加が予想され、効果的な相談会の開催が必要となってきます。また、特別支援学校卒業時には本人の希望や状態に応じたサービス利用等の検討を行うとともに、平成 27 年度からは就労に関する適性を確認するための就労移行支援事業の利用が必要となる場合もあることから、就労支援サービスの円滑な利用に向けて関係機関との連携が必要です。

今後の方向性

- ① 幼児期の健康診査について受診率向上や従事者の資質向上に取り組むとともに、子どもの障害や発達の遅れに対する保護者の受容過程に配慮し、子ども発達支援センターや認定こども園等、専門医療機関などの関係機関と連携したきめ細かい支援や早期療育教室の充実に取り組むことにより、早期発見・早期療育支援体制の充実を図ります。
- ② 子ども発達支援センターについて、乳幼児期から教育・就労相談に対応できる職種の配置や医療的ニーズのある子どもの支援体制等の充実に取り組みます。
- ③ ひまわり園について、通園する親子への支援に必要な環境整備や支援内容の充実に取り組みます。
- ④ サポートファイルを入手できる機会を拡充するとともに、記入しやすい様式や活用しやすい内容に改訂し、市役所関係各課を始め、子どもに関する機関や事業所等の支援者などの関係機関へ記入についての協力要請を行います。
- ⑤ 指定障害児相談支援事業所の確保に取り組むとともに、相談支援機能の強化に資する研修を実施します。
- ⑥ 小学校就学前の子どもに対する早期支援の観点から、認定こども園等が教育研究所や子ども発達支援センターなどの関係機関と連携して、一人ひとりの発達に応じた支援活動が行えるように取り組みます。また、児童発達支援事業所の確保に取り組むとともに、児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業所^{※56}と子どもの就園先・就学先との連携が図られるように取り組みます。
- ⑦ 学校教育における支援については、各学校からの「特別支援教育支援員^{※57}」の配置希望の増加、「LD^{※58}・ADHD^{※59}通級指導教室」への通級希望や相談ニーズの増加に対応するとともに、研修等を通じて校内支援体制や指導の充実に取り組みます。また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、就学・進学時のスムーズな移行支援に取り組み、個別の教育支援計画や指導計画などに基づく支援の充実を図りま

す。

- ⑧ 放課後や休日・長期休業を過ごす場所として、放課後等デイサービスなどを行う事業所の確保に取り組みます。また、放課後児童クラブについては、障害特性に関する研修等を充実するとともに、学校や関係機関との連携を進め、一人ひとりの特性に応じた支援を行います。
- ⑨ 卒業後に向けた支援については、特別支援学校進路相談会を効果的に開催するとともに、就労に関する障害福祉サービスの利用を円滑に進めるために関係機関との連携強化に取り組みます。

[主な関連事業等]

- 子ども発達支援センター相談事業（再掲）
- 早期療育教室
- 親子通園（高知市ひまわり園）
- 専門医相談・心理士相談
- 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査（再掲）
- サポートファイルの活用推進
- 障害児相談支援事業
- 保育所、幼稚園等への技術支援
- 障害児加配保育士雇用費補助金
- 障害児保育に関する研修会
- 児童発達支援事業
- 保育所等訪問支援事業
- 教育相談，就学相談
- 就学への移行支援
- 市立学校教職員研修
- 特別支援学級等における指導
- 特別支援教育支援員配置事業
- 放課後等デイサービス
- 日中一時支援事業
- 短期入所事業
- 放課後児童クラブ（再掲）
- 特別支援学校進路相談会
- 就労課題解決体制構築検討会
- 就労移行支援事業
- 新生児聴覚検査事業（再掲）

[施策関係課]

子ども育成課，母子保健課，保育幼稚園課，教育研究所，学校教育課，障がい福祉課

※52 指定障害児相談支援事業所

児童福祉法に規定する障害児相談支援事業について、指定を受けた事業者が当該事業を行う事業所。

※53 障害児支援利用計画

最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するもので、サービス利用者支援のために、サービスの種類及び内容、担当者、生活全般の解決すべき課題などを記載した総合的な計画。